

平成 29 年第 2 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

- 1 招集年月日 平成 29 年 3 月 8 日 (水)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 3 月 9 日 (木) (午前 9 時 00 分)
- 4 出席議員 (13 名)
- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1 番 中村 長男 | 2 番 山口 和宏 | 3 番 竹内 正毅 |
| 4 番 中西 友子 | 5 番 前川さおり | 6 番 小林 豊 |
| 7 番 井上 容子 | 8 番 北川 雅紀 | 9 番 北 守 |
| 10 番 坪井 信義 | 11 番 中瀬 信之 | 12 番 風口 尚 |
| 13 番 奥川 直人 | | |
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
- | | | |
|---------------|-------------|--------------|
| 町 長 辻村 修一 | 副町長 小林 一雄 | 教育長 田間 宏紀 |
| 会計管理者 前田 浩三 | 総合戦略課長 林 裕紀 | 総務課長 中村 元紀 |
| 税務住民課長 北岡 明 | 教育事務局長 中西 元 | 生活福祉課長 西野 公啓 |
| 産業振興課長 中世古憲司 | 建設課長 東 博明 | 上下水道課長 中西 豊 |
| 病院老健事務局長 田村 優 | 老健施設所長 藤川 健 | 総務課長補佐 里中 和樹 |
| 監査委員 中村 功 | | |
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
- 議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 田中 孝佳吉
- 8 議事日程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
中村 長男 P2 - P8	(1) 町の都市計画マスタープランの見直しについて (2) 再生可能エネルギーの拡大について
奥川 直人 P8 - P20	(1) 玉城町の交通安全対策の取り組みについて
北 守 P20 - P32	(1) 高齢者・重度身体障がい者タクシー料金助成事業について (2) 手話言語条例の制定について
坪井 信義 P32 - P39	(1) 地域支援事業の今後の取り組みについて (2) 病児・病後児・病中保育事業について
井上 容子 P39 - P52	(1) 災害対策にについて (2) 職員の数と質について (3) 生涯学習の担い手について

前川さおり P52 - P55	(1) ネーミングライツ(命名権の導入)について (2) 郵便局の見守りサービスとの連携について
北川 雅紀 P55 - P70	(1) 自治体のセキュリティーについて

◎開会の宣告 (9時00分開議)

○議長(中瀬 信之) ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、平成29年第2回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

12番 風口 尚 君 13番 奥川 直人 君

の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

最初に、1番 中村 長男君の質問を許します。

1番 中村 長男君。

[1番 中村 長男議員が登壇]

《1番 中村 長男 議員》

○1番(中村 長男) おはようございます。1番 中村でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより町政一般に関する質問といたしまして、質問させていただきますと思います。

質問は2件でございます。ただしこの2つの質問につきましては、玉城町の総合計画、これの防災とか、あるいは地域創生の課題のそれぞれの課の掲げているものとしまして、訴えるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解をお願い申し上げます。

まず1件目でございます。町の都市計画、マスタープランの見直しについてであります。この件につきましては、先月でしたか、新聞報道等でも目にしたわけでございますが、三重県全体のまちづくり指針、言い換えましたら都市計画区域、マスタープランの次の改定の時期が2020年ということございまして、その作業に入って計画をされておるようございまして、大枠で4つの項目の特記事項と申しますか、都市づくりの方向性が示されておりまして、2月20日までの1カ月の中で、パブリックコメント、いわゆる意見公募がされまして、その結果において専門の審議会においての答申が、この4月にまとまるという中で、経過を述べられておりました。

4月に入れば公表の予定ということでございますけれども、現在10カ年のプランの改定

が検討されるよう聞いておりますし、何回かの検討委員会と申しますか、審議会がもたれて、形づくられたものと伺っております。

なお、この件につきましては、各市町に県の基本方針の審議会案がまとまると同時に、合わせてまたお示しがあるだろうと思っておりますし、また自前のプランを早急に検討することに入るんじゃないかなど、予測をしておるところでございます。この件につきましては、現状ですと、玉城町の総合計画の後期計画の2年目を迎えるところでございます、非常に大変な時期かと思っております。

これから成果を積み上げた中で、その評価を図りながら、形をつくりあげていく、大切な時期にあたりまして、大変な中でもなおかつ次の目標ということで、示されることになりましたら、担当される方は目も回る忙しさではないかと感じるわけでございますけれども、次の計画をステップアップするためには、本当にこれにつきましても、気がかりではございますので質問させていただきたいと思っております。

進行的には非常に、一方では目標を達成したいと、あとは次のやつをどうするかという問題ですと、ちょうどいふなれば飛行機なんが空港へ着陸する際に、強風に煽られて着陸を強行しようか、あるいはタッチダウンしようかと。タッチダウンというたら、ゴーしようかと迷うような時期ではないかと思っておりますので、その辺を危惧するわけでございますけれども、ひとつよろしく願いをいたします。

今回、まちづくりの基本方針案では、4つの方向性というのがあがっておりました。

1つには地域の個性や景観といった魅力を、いかにして向上させるか。2つ目には、人口減少、それから財政悪化、これを見越した生活利便性の向上をどうするのか。また、3番目には、産業振興による地域活力の向上ということがございます、こういうものにつきましては、現在の総合計画の延長線上のものでございまして、特に目新しいところではございませんけれども、より深められた形のものが出てくるのではないかと期待しておりますし、最後に4番目には、災害に対応した安全性の向上というのが、特に大きく打ち上げられているようでございます。

私ども危惧しておるわけでございますけれども、南海トラフ巨大地震、これが何時きてもおかしくないといわれて久しいわけございまして、こういった大規模災害への防災を意識した都市計画のプランというのが、強調されておると感じておるわけでございます。

確か今年の3月だったと思っておりますが、都市計画審議会、これは町のものでございまして、この中、都市計画の研修というのがありまして、県のこれに関連する都市計画課の関係者からレクチャーを受けた経過がございまして、そのいただいた資料の中で、こういったことに対するイメージが出ていたように思っております。特に大災害に強いまちづくりとか、あるいはこれは津波関係ですので、あれなんです、それに伴うような、長期間にわたる都市計画案と、こういったものをどうするかということが上げられておりました、非常にこれとのつながりを意識したわけでございます。

そこで質問でございます。まず1番目でございますが、この1年間、防災の観点から、防災あるいは減災にかなうような計画の進展なり、これらにつきましては、何か検討されたことがあるようでしたら、まずお聞きをいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村長男君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中村議員から都市計画マスタープランについてのご質問を賜りました。今、ご質問の中でもございましたように、玉城町の都市計画マスタープランは、平成9年に長期的な視点から、町の将来像を描くとともに、土地利用の基本的な方向を示し、あわせて各地区ごとのまちづくりの方針を定めることによって、都市計画の総合的な指針となることを目的として策定をされたというものでございます。

今、お話の中にもございましたけれども、平成22年に三重県の都市計画区域マスタープランが策定されまして、今回の基本方針案を基に、平成32年度に改定を行おうするものでございまして、地域の個性を生かした魅力の向上、都市機能の効率性と生活利便性の向上、災害に対応した安全性の向上、産業振興による地域活力の向上が示されております。

玉城町といたしましても、時期を見てマスタープランの見直しを行っていく必要あると認識をしております。県の基本方針に新たに今、お話の災害に対応した安全性の向上という文言も入っておりますので、南海トラフ地震等、大災害に対応するための土地利用の方針を明確に示すという形で盛り込んでいく必要があると思っております。

災害の進展が、防災についての進展がどうかということでございます。これは玉城町の場合には自治区の皆さん方が、大変防災に対する意識を高めてきていただいております。今年で7回目になりますけれども、人と未来防災センター、あるいは野島断層の視察等へ行っていただいたり、それぞれの地域で熱心に活動を進めていただいております。今の町の状況でございまして、一つひとつこれからも取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） それでは、次に入るわけですが、確かに玉城町は海岸線に接しておるわけではございませんし、また若干内部に入っておりますので、津波の被害というのは、ほとんど直接的なものはないと、安心してみえると思っておりますが、問題は震度6強の揺れが、何時きてもおかしくないという点でございまして、こちらとの絡みの中で、町内のライフラインこういったものにつきましても、非常に海岸部のほうが優先される形になったりしますと、内陸のほうは若干あとのほうになるかもしれませんし、長期にわたって復旧というのが困難という、大きなダメージも心配されるわけでございますし、また、一方救護体制、救護活動、こういったものにつきましても、場合によりましたら機能が停止するとか、遅れが目立つといったことも心配されるわけでございます。これに対する見方を、ぜひ次の改訂案の中へ入れていく必要があるのではないかとということで、お聞きしたいと思います。

大規模災害は広範囲に、また、いろいろ他種類な災害が、倒壊・火災等を含めまして、発生することが懸念されます。こういうふうには同時多発的ないろんな災害、これがございまして、一番問題となりますのが、いかに早く、いかに初期消火や被害が広がる前に手を打てるかどうか。こういった面に対する配慮ということが必要かと思っております。当然、2次災害の防止も、この1つに入っておりますが、こういった面に対する対応が、つらつら見てみますところ、玉城町の場合、気になるところが2、3ございましたので、こういったところをどうするかという点が、私どもの今回の質問の要旨になろうかと思っております。

まず1点目がちょっとこれは質問書の中で、似ている内容でしたので、省かそうかと思っておりますが、町内の狭い通路で、わずかな障害物があれば、緊急車両やあるいは救護車両といったものが入っていくのが、不可能になるようなところが、集落内に多々点在するとい

うことでございます。従いまして、これでいいのだろうかという感覚がございます。

それから、2番目に新旧あっちこっち小規模の開発団地、あるいはそれに対応するような住宅集団がございますけれども、1本の通路がございまして、基幹道路から入る、1本の通路がございまして、その両側に住宅がびっしりと建ち並ぶ、奥のほうは塞がっておる、ようするに袋小路になっておるといふ形態の住宅群が、玉城町内にいくつかあると思えますし、大きな団地の中でも、一部がそういうつくりになっておるといふところもございしますので、それが今言ったようなことで、緊急車両や救護車両の通行の支障になるのかどうか。

また逆にですね、逃げようとする時に逃げられないと、物も運びだせないといった形になるのではないかなという点で、危惧される点でございまして。特に、ものによっては一番気になりますのは、ブロックとかいったもので、道が塞がるというのか、邪魔な障害物がございまして、通りづらいという状況になりますと、こういう混乱の中ですから、逆にそういうところを早く抜けるにはどうするかということで関わってまいります。

それとか、同じく団地関係でございましてけれども、元は田んぼであったために、地盤のほうはどうかなという点で危惧される場所は、液状化のハザードマップというのはいただいております。これに類するところは、即、気になるわけでございますが、液状化によりまして、今、1、2で申し上げましたような団地の動きが制約されて、非常に危険な状態になるという点が心配されるわけでございます。

またあと農業ため池もあっちこちでございますが、十分整備されているとは思いますが、大きな揺れのために1次的に決壊等の状況で、小さな津波のようなものが、下流域に生じるのではないかと、以上の点、町内の現在のお住まいになっておりますコミュニティの中で、改善すべきと考えるところがございまして、これにつきましては個人のそれぞれの財産・資産でございまして、一朝一夕にどうということではできませんけれども、自然災害に起因する、こういった諸々のことが、場合によりましたら人災という形で捉えられてはいけないわけでございますので、避難にあたるルート上の確保、あるいは通路の障害物をいかに早くのけるか。あるいは建築する際に、こういったところには、そういった邪魔したものをあえてつくらないように、住民の協力を願うといった対策があればいいかと思うんですけれども、行政としてはいかがお考えかどうか、その辺お聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 災害のことについて、特にご質問いただきました。具体的な取り組みが町の中で進められておることに感謝を申し上げておるわけでありましてけれども、議員がご承知かどうかわかりませんが、やはり自分たちの住む地域の中に、どこにどんな危険が潜んでおるのかという、例えばブロック塀がどこにあつてとか、あるいは水路辺りで危険なところがあつてとか、そういうところの危険個所を区民の皆さん方が、ずっとパトロールをしていただいて、そしてチェックをしていただいておるといふ積極的な取り組みの自治区も、既にあります。

そういったこと、これからも町としても、働きかけをしていきたいと思っております、それ以外にも、町の段階で、小さな町でありますけれども、かつてどこでどんな災害があつて、あるいは危険個所がどこなのかということは、全て把握しておりまして、それを周辺の皆さん方にも周知をさせていただいておるといふことでもあります。

さらに町内にはため池がございますから、ため池につきましても、ハザードマップの策定をしておりますし、さらに耐震のための調査も、既に検討を進めておるところもでございます。そういったところで、町全体、町の皆さん方自身が、自助の考え方で備えていただくことを、そして町から働きかけをさせていただくこと。具体的に取り組みも、これから一層強化をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） ご答弁によりますと、それぞれの地区の自主防災組織と申しますか、あるいは住民での自治会、そういったところの活動でカバーしていくという考えの方針と、受け止めたわけでございますが、いずれにしましても、自主防災組織等もまだ十分な数も、登録されていないと伺っておりますし、全般的な流れの中で、これからまた新しい問題も発生する可能性もございますので、くれぐれも自然災害、大規模、非常に不幸な状況ではございますけれども、後々人災ということで、指摘されることのないようなテーマで、ひとつお取り組みいただくように、新しい都市計画マスタープランといったものの中でも、組み入れていただきたいという感覚で、それがベストであろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に2番目の質問の項に入ります。

これもマスタープランと関連もございまして、一つお聞きいただきたいと思いますが、再生可能エネルギーの利用拡大についてということで、取り上げることになりました。これにつきましても、東北大震災、こういったところの中から、自然再生エネルギーというものの活用を広げなければいけないという認識の中で、国を中心としまして示されてまいりまして、特に太陽光発電につきましても、非常に急拡大という形でございます。

いわゆる大規模な事業用の太陽光発電設備、メガソーラーというものにつきましても、むしろ景観被害とか、あるいは別の音も気になることが問題になっておりますし、いわゆる送配電事業へのネックと申しますか、そういったものとか、最終消費者の方の売電の分の相応の負担といったものが、若干ネックになってきているようでございますので、やや国からも売電単価の引き下げとか、そういった面での規制が働きつつあるような状態で、鎮静化しているのではないかと申します。

しかし、風力、お隣の度会町さんではかなり大規模に、さらに進めることも聞いておりますが、全国でもこういった再生可能エネルギーの利率が、1%に届かない状態でございますので、まだまだ増えるだろうと思っております。先進地のヨーロッパ関係ですと、20%とかあるいはそれ以上と、3分の1近いところまで上げていこうではないかという動きもあるように聞いておりますので、日本あるいは三重県とか、いろいろな1つのものにおきましても、再生可能エネルギーに対する取り組みは、さらに一層拡大してまいりたいと思っておりますが、しかし残念ながら太陽エネルギーとか、風力につきましても、もともと自然のものが頼りでございますので、安定性に欠けるという点がありまして、それをカバーする意味では、蓄電池の活用といったことが、進められておるわけでございますが、これを補完する形で、バイオマス発電、これもはじめのほうで言われましたのですが、バイオマスもいろいろございますが、その中でも木質のチップ等を対応した、製材切り屑もそうですが、木質のバイオマス発電、こういったものが選択肢としてあげられるのではないかと。これについての取り組みはどうかということで、お聞きしたいと思っております。

非常に手軽な材料でございまして、木質チップや切り屑というのは、燃料に活用して、

ボイラーを回すわけですから、特に変わったような画期的な技術というわけではございませんが、一番特質といいますのは、目の前にある燃料を有効に使って、地域の再生に役立てると、こういった動きが絡んだ中での再生エネルギーということでございまして、これに対する先進地といいますか、こういったことで伺いましたところ、国の過疎とか、あるいは高齢化とか、極端なことを言えば限界集落、あっちこっちのところに、土地が荒れ果ててきた。あるいは家空き家ばかりになってきたというところ、特に山間地域、こういったところのほうが、成功する要因が大きいということが懸念されているところに、注目されるところでございます。

山間地で森林が高いと申しますのは、度会町、あるいは大台町、こういったところのほうがいいかもしれませんけれども、あくまでも林業につながるような、木材加工工業ぐらいしか、就業のうち育ちにくいというところでもございまして、そのために逆にいえば生活に必要なエネルギーというのは、昔から山に頼っておったわけでもございまして、玉城町もそうでもございました。里山という中で、いろんな燃料関係のほうで、エネルギーとして使っておったわけですが、こういった身近にある自然のエネルギーを活用するためには、こういったことをしたらいいかということで、非常に苦慮された形で、今日のいい成功体験を導かれたように聞いております。

特に民間が主導で始まった、この活動で、過疎を逆手にとってような、いろんな楽しみ方とか、アイデアを生かすとかいった、世の中の動きに逆行する形で、実は最先端に伸びたのだということを実現されたところがあるようでもございます。もちろん民間主導であっても、行政の支援が必要でございまして、所得と就業の場をつくることによって、元気な町が蘇るということを願っておるわけですが、そのための方策といたしまして、こういったバイオマス発電はどうなのかという考えでおります。

しかし、こういったものも先日の例を見ますと、ただ単に木材のチップをつくるだけでは、やっぱり効果は薄いと。いろんな意味で有効に、いろんな方策を組み合わせただ中で、ちゃんと地域の復活につなげていくと。言い換えますと、原価0円の燃料であっても、いかに効果的に使えるかを、経済の再生として、地域の復活の目玉にしていくという点がございまして、発電、売電、あるいはまたそれを使った冷暖房関係、それから、建築材に使うようなものの、その原料の確保、それから、場合によりましたら、大きな高層の建築物への活用等も広がっていた場合に、こういった結果が望まれるわけでもございます。

そういう点の状況から、玉城町の山林は非常に利用価値を見失ったような、荒れ果てた山林が多いように感じますので、里山を美しく、また再生をして、放置された建築と材料としては、利用価値が失われるつつあるような人工林、こういったものを救済するためにも、バイオマス発電といった考え方を、考えたらいかかかなと思って、提言をさせていただきたいと思っております。

こういった動きにつきまして、里山を育てる、美しくする。それから、また人工林も生き返るようにする、使えるようにする、こういったものとセットになった、再生エネルギーの活用、町としてどのような形で生かすことができるか、こういう点につきましてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 産業振興課長 中世古。お尋ねの件についてでございますが、議員が言われましたように、隣の度会町でも風力発電ができておりますし、各地で

再生エネルギーの発電所ができておりまして、既にもう稼働しているところでございます。お尋ねのですね、木質バイパス発電所でございますが、現在、県内には3箇所ございます。津市、それから松阪市、多気町、この3つができあがっております、それぞれ既にもう稼働していると聞いております。この発電所のそれぞれの燃料でございますが、間伐材、それから一般材、例えば工事におきます支障木、そういったものが主要材料として供給されておるといことになっております。

ただ三重県の調べによりますと、この3箇所の木質バイオマス発電所におきまして、1年間に必要な木質バイオマスの量ですが、総勢で19万7,600トン必要と見込まれております。一方、27年度実績の入荷量でございますが、間伐材が5万5,662トン、一般材が9,665トン、合計で6万5,327トンということになっておりまして、とても安定供給ができないという状態になっておりまして、木質バイオマス以外のもの、例えばパームやし、そういったものも急遽燃料として入れるということになっておりますので、玉城町でも検討ができないかというご質問でございましたけれども、森林面積もこの3町に比して、非常に玉城町の面積も小さいということもございまして、少しこれにつきましては、まだまだ検討の余地といえますか、ちょっと傾向としては難しいのではないかと、私ども担当者は考えております。

以上です

○議長（中瀬 信之） 中村長男君。

○1番（中村 長男） わかりました。それだけ玉城町としましては、山林を利用する、木質バイオマスというのを、規模的な面で無理があるという形の受け答えと承知しておりますけれども、原点に戻りますが、農業あるいは林業、そういったものにつきましても、地産地消という格好の中で、地元のをどう活かして、そしてまたどうお金に換算した場合、自分のところへ戻ってくるようにして、それで地域を活性化していくために、必要な方法だという形で理解しておりますので、たまたまバイオマスとします格好の中で、町内での活用を、原料不足で難しいということではございますけれども、例えばごみ発電等もあるわけでございますので、それとも組み合わせる中で、地域に少しでも還元するという形の中で、活かしていただければどうかなと思うわけでございます。

いろんな有意義な施策につきましては、認可も必要ですし、また町の戦略課等の力も出していただくことも必要かと思いますが、環境に優しく、また再生の糧となるようなものが、別の形でもいいですから、1つ実なるような成果をあげていただければと思っております、私の要望を処遇させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、1番 中村 長男君の質問は終わりました。

次に、13番 奥川 直人君の質問を許します。

13番 奥川 直人君。

《13番 奥川 直人 議員》

○13番（奥川 直人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。その前に、一議員として申し述べたいのですが、先般、玉城町の、来年度の予算案を新聞紙上で発表されたわけですが、3月8日に予算案の玉城町が訂正したということで、訂正も出ています。

それについては玉城町の主な事業が、1、2、3、4、5点ある中で、2点に誤りがあ

ったということです。誰が誤ったのかということではないのですが、町民の玉城町に対する信頼が、損なわれるのではないかと懸念もあります。先ほど言いましたように、誰が誤ったんじゃなくて、玉城町として、どのようなチェックをしているんだところを、再度ご確認をいただきたいということで、もう少しそういう意味ではしっかりしていただきたいと、このようにまず冒頭で申し上げておきます。

それでは、質問に入ります。

今回、通告書は質問事項につきましては1点であります。玉城町の交通安全対策の取り組みについてということで、質問させていただきます。

まず、第1問目、そのうちの1が、今まで交通安全対策に取り組んできておられるわけでありすけれども、住民の要望とか、一般質問の中でも要望があるとかいうことについて、過去に3点ほど質問をしておりますので、その結果がどうなったのかということも含めて、お聞きをしていきたいと思えます。

玉城町の本年度からスタートしております、第5次後期総合計画の柱の1つであります。地域が一体となって生活安全対策に取り組むまちとして、その中に交通安全への取り組みが示されております。交通安全運動の推進とか、交通安全環境の整備などを行うということで、特に道路のカラー舗装とか、カーブミラーの設置とか、通学路や歩道の設置、また危険個所の見直し、さらに交差点改良などに取り組むとしておられるわけであります。

具体的には、行政の目としてみた危ない、危険だというところは分析をして、問題視されている部分もあります。これは行政としての目です。もう1点からの声を聞く中で、改善を進めていくところもあるということでもあります。

そこで、今まで交通安全や通行に関する住民要望などを、住民の皆さん、そして私も含めてお願いをしてきているわけですが、その対応について、その後どうなったのか、今どうなっているのかということ、チェックする意味でお聞きをしてみたいと思えます。

それでは、私も地域からも何度もお願いをしていることではあります、昨年も外城田地区の山神の区長さんから、町長に原富岡線と山神との積良の間の歩道設置のお願いをしております。その趣旨は何度も申し上げておりますが、集落間、積良と山神間だと思っておりますが、その住民の生活道としての安全確保をお願いしたい。

それと、さらにそこに歩道ができることによって、積良区の中学生の通学路を、現在、矢野地区の集落内を通過して、少し山間部を通過して、そしてお墓の前を通過して、少しへんぴなルートから変更することで、明るく安全な通学路になるのではないかとこの要望であります。

それと、町民や学生はもとより、町内企業の通勤者の通勤道路にもなっておりますし、アスピータ玉城への利用者など、多くの皆さんがその道路を通過する。そういった方々の安全対策にもつながるとこのことで、要望されております。

そこで、行政の皆さんはご認識があると思えますが、この道路を設置への要望は、今まで何件ほど要望されているのか、これをまずお聞きをしておきたいと思えます。

○議長(中瀬 信之) 13番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 奥川議員から玉城町の交通安全対策の取り組みについてというご質問をいただきました。具体的には、その箇所については、直接担当課長から申し上げますけれども、まず基本的な考え方といたしましては、交通安全、町の皆さんの安全を守ってい

くということを優先する観点から、通学路の整備等を推進していく考え方は、当然だと思って進めておるわけでございます。これは町道だけではございませんで、県道ももちろん町内にはあるわけでありまして、県への要望等もしており、あるいは県としても、その対策を講じていただいておりますというのが、今の現状でございます。

当面は、継続事業もございましてけれども、大きくはこの矢野第1号線、矢野集落から外城田小学校へ行く道路、あるいは妙法寺明和線で、田丸世古線という路線がございましてけれども、具体的に今、申し上げたところにつきましては、国の交付金事業にのりまして、できるだけ有利な形での財源手当をいただきながら、早急に対策をしていきたいというのが、計画を持って進めておる。

そして、それを具体的に今、工事が動き出してきたというのが、今の現状でございます。そういったところでは、当然のことながら、歩行空間も設置していくという形の整備になるわけでございます。

そして、懸案の路線の認識というものは、当然区からも要望をいただいておりますから、把握をさせていただいておりますし、国のほうへも要望をしながら、計画的に順次対応をしていきたいと考えておるわけでありまして、この路線だけではなく、今、奥川議員がおっしゃった路線だけではなくて、町内自治区の要望はたくさんございます。それを一つひとつできるだけ緊急性のところを、順位をつけまして対応してまいりたいと考えておるのが、今の考え方でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 要望等の件数についてのお尋ねでございますが、全体的に何件というのは、ちょっと把握してございませんのですが、平成6年に積良地区、山神、矢野、野篠の区長様、そして玉城中のPTA会長、外城田小学校のPTA会長の連名、これに合わせまして、地元議員さんの請願が出てまいりました。

その後、平成19年には、山神、積良、原の共同の要望が提出されてございまして、あと年度ごとに積良区の区長さんから、要望いただいております、そういう状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） そうですね、平成6年に請願も出ていますし、私の知っている限りでは、4回ほどこの道路については、各地区、そしてPTAから要望が出ているということでもあります。先ほど町長がおっしゃられました、他にもやっているからということですけども、この請願につきましては、2箇所あったんですよね。ご存知だと思います。その請願の中に2箇所要望があつて、1つは野篠地区と、それと今、言っています積良山神間、ここの歩道を設置してほしいというのが、平成6年の趣旨、2箇所だったんです。

それが1箇所だけ、今できたということは事実なんで、今、野篠のほうが、そういった形で改良はされたものの、こっちだけ取り残されておることが問題だと、私は思っているんです。優先順位と町長はおっしゃられましたけれども、優先順位をするのであれば、その平成6年の請願をきちっとやり遂げて、次へいくということに対するお考えを、1点お聞きしたいと思います。

それと、今まで計画、計画というけれども、計画は誰もわかりません。じゃあこうやってしまおうということ、公開してあれば、じゃあ後5年待てば、これできるのやなとかいうことで、みんなそれで納得ができるのですけれども、その計画って誰もわかりませんよ、町長。そんな公開されておるのですか、2点聞きます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 限られた玉城町の財政を考えて、把握していただきたいと思います。

問題は財政、財源ですわね。何がインフラ整備にいたしましても、それが基本です。町全体どういう形で動いてきたのかというのは、ご承知だと思いますけれども、ようやくにして下水道整備が理解のもとで進められてきて、下水道をしたらどうするか。その後の道路復旧、道路舗装が必要になってきて、ほとんどのその工事が終わって、集落内の下水もほぼ完備できた。

次にどうしていくか。順序立てて整備していかないと、そんなにたくさんの財政が、ゆとりがあって、自治区の皆さん方の要望たくさんありますけれども、それに答えられるということではないという玉城町の状況でございまして、順次進めていかなければならない、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 財源の話がありました。それは確かに我々も理解する中で、当然ですよ。財源がないものを、やぼいうとるんじゃないんで、財源がある中でどういう順番をとって、この安全対策をしていくんだということで、一部やりだしたことに對して、あと残っておるのはどうするのやと。それは何時やりますとということを明確にしないと、いつまでもこの問題は解決しないということなので、そういう姿勢を、やっぱり行政としては見せていただきたいし、住民との一体感のある集落も含めてですけれども、毎年出してもらっていますということではあかんわけや、要望書を。

それは、いつやりますと、もう出てけえへんわけ。こここうで考えていますが、財源が厳しいですが、これぐらいにやりますと、こういうことを明確にしていくことが、協働のまちづくりの一環になるのかなと思います。

玉城町の端っこで人口減少の傾向のある集落だからということはないと思いますけれども、先ほども言いましたように、町の施設を利用する道路です。アスピーア玉城に行かれる、そして、それはまた高齢者の方が多いと、あそこを利用される方は。より一層の安全対策は必要だということで、今、お願いをしているので、何かあってからでは遅いということです、よろしくこの件についてはお願いしたい。

次へいきます。

次に、ご存知だと思いますけれども、2点目ですが、これも道路の関係です。県との伊勢多気線で、唯一歩道のない箇所が、原地区、私が住んでおるところですけれども、あります。直線道路ならともかくなんですが、少し緩やかにカーブしておりますので、非常に見通しが悪いと、良いようで悪いということです。スピードを出す車も非常に多いので、以前というか、4、5年前に高齢者の死亡事故も発生していますし、子どもや中学生の事故なども発生していることは、たぶんご存知のはずです。

歩道があれば、少しは見通しが、見通しも当然道幅も広がりますからは、広がるので、見通しが良くなるということで、家の今現状は、歩道がないですから、家の玄関先を、軒先を車が通る、もうスピードで走っていくというお家もありますし、回覧板とか、いろんなものを近所へ行く時も、その県道を通らないかんということもあります。そういう危険な道路でありますので、このようなお話をたぶんお聞きになったことは、私はあると思うのですが、職員の皆さんもあの道路を通られるたびに、危険やなと思われる方もおみえ

になると思います。

町長のこの道路に対するご認識をお聞きしておきたいと思います。県なんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今のところは、具体的に原地内の県道の部分のご質問だと思っています。交通量も非常に多くて、やはりそうした安全面の対策が必要だと思っていますから、これは県へも要望していきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） これについては、是非お願いしたいと思っています。なるべく早く要望書の提出をお願いしたい。その時に地域として必要であれば、地域の声とかいうものについては、地域は地域で、その要望書をつくる段階で、協力はさせていただきたいと思いますので、お願いしたい。今、県は、来年度、非常に予算が厳しいということを聞いています。

話が少し変わりますけれども、多気町のその県道も、今、野中ってあるんですけれども、そこまでやっと歩道ができました。佐奈のほうから歩道ができました。これも長年苦勞をされた。それと、通学路であったということもあって、やっと実現ができて、あの県道へ歩道ができました。非常に子どもたちも安全だと、生活面でも安全だということですので、この要望を出していただくにつきましては、地域としても支援を、協力もさせてもらって、早くできるように、協働の観点で進めていただきたいと思いますし、協力もしていくということでもあります。

この事業、これを県に申請するというのは、すいませんけれども、担当部署というのは、どこになるのでしょうか、それをお聞きしておきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 要望していく担当部署でございますが、県道ですので、建設課ということになります。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） それでは、建設課の課長さんと、また副町長やいろんな形の協力をいただいて、とにかく出していくということで、一步前進をしてまいりたいと、このように思います。

では続きまして、交通事故に直接は関係ないといいますが、交通に支障があるいはということで、これはずっとここ最近質問させていただいている内容です。1級町道の岡出昼田線の道路改修工事を実施するという形で、町長のご答弁をいただいておりますが、いつこの事業を再開するのか。平成29年、年度ですね、次年度どれだけ施策を講じていただけるのか。まずお聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 29年度の取り組みというご質問でございますけれども、先だって2月末に地区の役員様と、町長の座談会の中へ、私も出席をさせていただいて、この件につきましの協議、お話をさせていただいておるところでございますが、これから地区全体への説明をさせていただくということで、そういう機会をお願いをしておるという状況でございます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13 番（奥川 直人） この事業の設計は既にできているということをお聞きしますが、何年でしたか、何年にいくらかけたんですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） こちらの測量設計につきましては、平成 26 年度でございます、約 585 万円あまりでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13 番（奥川 直人） 平成 26 年で、もう今、平成 29 年でありますけれども、その間の 585 万円は設計がもう終わっておるということで、あと工事をやるだけだという形になっていきますから、前回も申し上げましたが、この 585 万円は今、宙に浮いた形でとまっておるということになります。非常に設計もできてということですが、もう一度地域の了解を得やないかんということになっています。

大変、財政が厳しい中で、有効ではないお金をもっていると、活用できないお金を 585 万円持ったままだということで、財政が厳しいという中においても、何かその辺まづきちりやることはやっていかないと、財政が厳しい厳しいと、口で言っておるだけではだめなんで、そういったものをきちっと解消していくということが大事だと思います。

ようするに、このことについては、行政にお任せをしますけれども、ようするに大切なのは、要はこれは地域から要望をもらっておる事業ですよ。それを手がけた、設計もしたけれども、何かどっか納得いかんところがあるという形で、工事に入れないということで、585 万円が宙に浮いておるということでもあります。

しかしながら、住民からの要望であったこの工事、少しでも早く実現して、その要望に応えていくということが、ものすごく大事であります。それで進め方、要はやり方、これはいろいろあると思うので、それは皆さん方で、本当に検討していただきたいと思います。設計どおりいかないケースも、今後生まれてくるかもしれませんけれども、あそこが不自由だと、通行が難しいんだということに対する、答えを早く出してあげないと、やった意味がないということもあります。

だから、ある意味ではスピードも大事だということもありますので、最後に町長のお考えといいますか、これからどうしていこうということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 何度もこのことも質問いただいております。答えておるとおりでございますし、今、担当課長から答えを申し上げましたように、自治区へ出向かせていただいて、説明の機会を持ちたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13 番（奥川 直人） 説明をして理解をしてもらって、早く事業ができると、これは手腕というものだと、私は思いますので、是非お願いしたいと思います。

それでは、続きまして、交通安全対策について、お聞きをしてみたいです。

今までは玉城町の交通安全を含め、個々の事業、今までお願いしてきた事業を、再度お聞きしてきたのでありますが、今からは玉城町の交通安全対策への今後の大きな施策を、お聞きをしてみたいと思います。町内の交通安全対策については、9月に山口議員さんも、12月には竹内議員さんも質問されておまして、安全・安心の町をめざす玉城町、そして、人口が増える玉城町にとって、大変な重要なテーマでもあります。

玉城町はおかげさまで、高速道路のインターチェンジもあって、町と町結ぶ主要道路が何本かあります。そして、大手企業もあります。通勤・観光・レジャー等で、比較的通行量の多い道路ということでもあります。

しかし、町内の町民は、公共交通の便が良くないことから、単車とか、当然自動車は使いますが、自転車とか、またこれからますます高齢者の方も多くなってきます。町の安全への取り組みは、地道な活動だといえますが、大変な重要なテーマでありますので、今回この平成28年が終わったわけで、12月31日で終わったわけでありましてけれども、玉城町内の交通事故件数は何件だったのかを、お聞きします。平成25年、平成26年、平成27年、これは我々も資料をもらっています。25年には425件、その次に435件、452件という形で、増えてきておるのが、今の傾向であります。28年度の事故件数について、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 今、お尋ねの平成28年の事故の状況、また、それから見えてまいります課題などを紹介させていただきたいと思います。

まず、県内の総事故件数でございますけれども、6万1,201件になります。対前年で見ますと、385件の減となっております。6万1,201件に対しまして、対前年で385件の減となっております。

そのうち玉城町の数字も、先ほど紹介もいただきましたのですけれども、平成28年に至りましては、402件、対前年度で50件減っております。ただ、4年連続、先ほど紹介いただきました、平成25年以降400件を超えてきておりますので、件数といたしましては、非常に多いということにはなっております。

県内は、昨年、平成23年をピークといたしまして、ずっとそれから数字そのものは減ってきておりますけれども、ただし平成28年におきましては、死亡事故が98人として、12名ほど、対前年で増えております。その間、昨年に至りましては、交通死亡事故多発警報が2回発令をされまして、当町におきましても、いろいろ注意喚起をさせていただいたところでございます。

これに合わせまして、この広報たまき3月号におきまして、町内の交通事故の現状を写真入りで紹介をさせていただきました。その中で、特に追突や歩行者の巻き込みの状況事故が多いという紹介もさせていただいておりますけれども、やはり現場をいろいろと確認させていただきますと、信号交差点での無理な割り込みというものであったりとか、また、見晴らしのいい田んぼの交差点での一時不停止、このような状況の中で事故が多発していることであることが、28年の事故の状況であります。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 非常に成果が出たというのか、たまたま少なかったのか、こういうことを言うと失礼であります。402件という形で、50件少なくなったということでもあります。玉城町行政の交通安全対策で、日常管理をされておられると思うのですが、具体的な成果は、どういう施策をうって、この402件になったのだと、その手応えがあるような事業はあったのかということが大事なんです。

それが、現場も見に行っていた、いろんな形でやってもらったけれども、その結果がどうだったのかということで、もう少し明確な課題点、施策と成果といえますか、そ

の課題点をお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほどおっしゃいました成果、どのような成果でということなんですけども、我々のほうも交通安全協会玉城支部の皆さん方とともに、いろんな活動をさせていただいております、年4回のキャンペーン運動もさせていただいたり、昨年、活動にいたりましては、のぼり旗を数多く、数箇所にもいつもより多くかけさせていただいて、そういう注意喚起もさせていただいたところなんですけども、やはり一番大事なのは、私どもの安全対策と、また個人の方々のそれぞれの交通マナーの励行があって、両輪があって、交通事故の減少というものが、結果として導き出したのではないかと見ております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） まさにそのとおりであります。ハード的に悪いところもあれば、やっぱり人の不注意ということで、事故が起こるということですが、普段の僕は交通安全対策で重要なテーマでありますし、この辺の役場の担当して、今後も含めて日常管理といいますか、日常どのような安全対策への管理や取り組みをされているかと、これは非常に大事で、先ほど伊勢署からこういうところで事故があったという、年間のデータももらうということが肝心なのか、どうなのかということで、今後も含めてこの総合計画を必達して、総合計画の目標は、現状400件で、もう達成近くになっておるわけなんですけども、もっともっとそれは当然下げていかないかと。

交通事故を少なくしていかないかということを目指した場合、どのような取り組みとかが管理が必要なのかという考え方と、もしそれを今後進めていくことは、進め方が整理されておるのであれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 今、新聞紙上でも紹介をされておりますけれども、やはり交通事故というのは春先に、小学校1年生にあがられる方々の子どもさんの事故も多くなってきているという報告もございますし、そういった中で、4月を中心に町の防災無線とか、ケーブルテレビ、またそれこそいろんな交差点での、いろんなキャンペーンっていうんですか、そういったものを組ながらさせていただくというのは、勿論そうなんですけれども、それと合わせまして、特に事故の多い高齢者、これは全体の6割を占めると言われておりますので、特に福祉団体、老人会とか、そういったところにも、先日も伊勢警察署のほうにもお願いをさせていただいて、そういうところへ出向いていただいて、啓発またそういう高齢者向けの事業の展開をさせていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 入学時期で、通学に慣れないお子さんを、そういった意味で4月頃に、キャンペーンをやるとか、またもしくは高齢者が多くなってきているので、事故も結果的に多いということで、その辺の取り組みをしていただくということは、いいんですけれども、私が言いたいのは、例えば402件あったんですけども、その原因が何なのかということが、本来、もう少し掘り下げて調べておく必要があるのかなと思います。

交通事故の箇所別の発生件数もあれば、事故の内容、先ほどおっしゃられました不注意で起こったのかどうなのかと。それで自動車と自転車、歩行者、被害者なのか、加害者なのか、町内の人ですよ。町内の人で年齢とか、年齢なんかが出てくると思うのですが、時

間帯とか天候とか、いろんなことがあるわけです。

その辺の分析といいますか、少し内訳を調べておかないと、この安全対策、交通安全対策へのポイント、メスが入れないのではないかと、このように思いますが、課長のお考えはいかがですか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど冒頭に申し上げましたように、事故の現場といいますのは、信号交差点、それと見晴らしのいい田んぼの交差点と、この辺りが一番多く見受けられます。またその中で、それは地域的なところもあります。交通量の問題もありますけれども、やはり世古鳥羽松阪線ですか、その辺りでの追突事故が非常に多いということもわかっておりますので、この辺りは玉城町の方以外にも、やはり先ほどおっしゃいましたように、通過をされます方も多くございますので、その辺りを含めて、私どものほうも考えていかなければならないと思っております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） そうですね、町内の方はわかっているところがあるのですけれども、町外たまたま通られる方に、どう玉城町として、交通安全をPRしていくんだということも、危険箇所も非常に大事だと思いますし、町内の方は町内の方で、やっぱりそういう今現状これだけの方が、こういう状況で事故があったということで、皆さんも高齢者の方なんか、子どもたちが飛び出すのか、自転車の事故なのかということも、やっぱり学校は学校で、そういう自転車の運転のマナーとか、いろんなことを教えていくという施策を講じていく前提が、この現状こういう実態だということを、皆さんしっかりつかんで、自信をもってそういう指導をしていくことが必要だと思いますので、その辺も含めて、今後そういう形で取り組んでいただければと思いますし、もう1点はやっぱり交通事故というのは、県から、伊勢警察からデータが来るでしょう。来るのですが、それが5年とか、10年とか、いろんな積み上げをしながら傾向を見ていくと。

その中には、皆さんがアクションを起したところが、事故が少なくなったというのであれば、それはハード的なアクションが起きたのだなという見極めもしていかないと、成果が出たのかと、僕は先ほど聞いたけども、その成果にはどこにどういう形で出てきているんだという意味では、もう少し長い目で、時系列的に実態の分析をしていただいて、道路の構造が悪い、それか県外、町外の事故が多い、町内の事故が多いと、年寄りが多い、自転車の事故が多い、やっぱり4月はそういうのが多いという形での、玉城町は玉城町流の交通安全の仕方を、つくり上げていただければいいと思います。

何かご感想はないですか、町長どうですか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 以前にもお答えした、議員にお答えしたことがありますけれども、ちょうど2年前ですけども、年間400件から、玉城町内で事故が発生しておるということに、私は驚きまして、ただちに非常事態宣言の発令をさせていただいたわけでございました。1日1件の割合であります。

奥川議員のお話もありましたけれども、どこで玉城町内の40平方kmの中で、事故が起こっているのかということ进行分析して、警察とも協議をさせました。具体的に申し上げますと、伊勢多気町線、鳥羽松阪線、そういうところの、もう1つサニーにもありますけれども、県道にそれぞれの集落から出てくるところの出会い頭、町内の方の事故が多い。

それともう1つは、ご承知のように、有田平野、あるいは勝田沖、そういうところでの見通しの良いところでの事故が多いということも、具体的にわかっておりますから、そういうところの安全設備を講じていく。

もう1つは、かつて全国で1万人を超える死者があった。それが確か今、7,000ぐらいに減ってきた。これは飲酒運転の撲滅の取り締まり、当局の徹底した取り締まりということも、効果を生じておるということであります。従って、死亡事故が起こった時に、私はただちに伊勢警察にお会いをさせていただいて、玉城町での取り締まりの強化、このことをお願いを逐一しておるわけでございます。

そういったことの担当からも申し上げましたけども、やはり町の皆さん方、あるいは全体国民の皆さん方自身のルールを守っていただくということも、もっともっと啓発をしていかないかんということと合わせて、具体的な町内での安全施策、そしてもう1つ感謝を申し上げていかなければならないのは、日々の青色のパトロールの皆さん方のお世話をいただいておりますことや、あるいは朝夕の子どもたちの登下校に、大変ボランティアで熱心に活動していただいております方々の活動に敬意を表するわけでございます。

何といたしまして、町の皆さん方の安全の面で、これからも取り組んでいかなければならないと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13 番（奥川 直人） そうですね、よろしくお願ひしたいと思いますけども、継続して、やっぱり実態を把握していく。これは何事においても、非常に大事だということでありまして、やっぱり玉城町の交通事故の件数については、玉城町で守っていく。いろんな施策を講じながら、知恵を出して、そういった政策をつくりあげていただきたい、このように思います。

それでは続きまして、玉城町の事故の中で、高齢者の事故というのは、どれぐらいあったのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 高齢者の事故そのものの件数の把握はできておりませんが、県内だいたいおしなべていきますと、約6割という数字が出ておりますので、400件のうち6割ですので、300件は超えているのではないかと推測されます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13 番（奥川 直人） 新聞でちょっと見てみると、国では75歳以上のドライバーの事故の発生率を、75歳以下の人の倍あると、このように言われています。ですから、75歳を過ぎると事故件数が多くなるということです。県においても、死亡事故件数が先ほど98件と言われましたけども、僕は100件という認識をしておったのですが、98でも100でもよく似たものでありますけれども、100としまして、そのうちの52名が高齢者の死亡事故だということで、その内、24件は運転中の死亡だということで、高齢者の方の事故ということに対する、交通安全施策というのは、玉城町でも講じていかないかんと思います。

ご存知だと思いますが、この3月12日から道交法が改正されますので、警察としまして、高齢者への認知機能検査を強化するということであります。そして、もう1点は高齢者ドライバーへの免許返納を促進するという形で、今、施策が講じられておまして、ちなみにこの三重県の実績が出ていました。免許返納率は全国でワースト1ということになっています。高齢者でもう免許を返納するという人が、非常に日本中で一番少ないという

ことであります。

それで、県の運転免許センターがありますね、皆さんご存知ですが、1月8日から日曜日にも返納受付をやりますということで、高齢者の返納窓口を設置した。また三重交通の企業協力としては、バスの利用代、運賃を半額にするという施策を講じながら、そういう高齢者の返納を促進していくという動きがあります。

しかし、現状の返納に対する意識はどうかということも、これも新聞に出ていました。公共交通機関が減少しているのが実態だと。それで移動手段がない、身内にちょっとあそこまで乗せると、迷惑がかかるということです。それで、行動範囲が狭くなって、認知症や病気の元になる。

そして、農業関係ですが、地方においては高齢者で、軽トラック運行がやっぱり多いんだと、できないと、仕事もできないということで、やむを得んという社会的な理解といいますか、仕方ないと思う人が75%を占めておると。

だから、高齢者は危ないと言いつつも、75%の人は仕方ないという認識だということでも出ておりました。玉城町も生活の足である車への依存度、これは高く、車を手放せないお年寄りが多いということでもあります。こういったことで、この高齢者の安全対策、交通安全対策に対する施策を、どのようにお考えなのかを、もう少し聞いてみたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど議員おっしゃいましたように、まず高齢者の免許のお持ちの方、たくさんございます。前回の一般質問の中でも、紹介させていただきましたけども、まずその数字を紹介させていただきますと、65歳以上のいわゆる高齢者の方というのは、現在4,017名おられます、その65歳以上の方の中で、免許をお持ちの方が2,652名、パーセンテージで66%、75歳以上になりますと、2,013名おられますが、免許をお持ちの方が892名ということで、44.3%、あいかかわらず高齢者にいたりまして、このように取得されてみえる方が、非常に多いということになります。

前回も同じような形で、これはあくまでも元気バスの登録の状況と、その免許の返納と申しますか、ようするに更新をされない方、このような状況でしか把握しようがございませぬけれども、こういう状況を見ておりますと、昨年10月から1月までの4カ月間のデータで、高齢者の方が33名登録をされております。33名のうち免許保有をされてみえた方が15名、45%ほどおみえになりました。

その15名のうち10名は更新をしないという意味がございまして、それが免許を切れるような日に、免許をそのまま、どういう状態でおありかと、3人の方がそのまま更新をしなかったということございまして、ただその免許を返納、いわゆる経歴証明書というものを、それこそ先ほど言われましたような、運転免許センターであるとか、また警察署に出向いて、そういう証明書になるものを発行してもらわなければならないという、煩わしさも確かにあるということも聞いております。

従いまして、そういうことも含めまして、今度、平成29年度の一般会計の2款の交通安全施策の中にも、多少盛り込んでおりますけれども、高齢者等の交通安全対策事業、このようなものを対策として講じまして、少しでも高齢者の皆さん方が、交通安全に向けてお考えいただけるようなことを考えてまいりたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 少しそういう意識が玉城町でも出てきておるということを、今、課

長のほうからお聞きしましたし、また、玉城町には元気バスというものがありますので、そういったものがあるので、そういうことがもうちょっと更新しないということになられたということです。この元気バスについては、私も何度も質問したりしていますけども、もう少し利用者数があがらないのかと、このように考えています。

何が問題だろう、もっともっと気軽に利用したらいいやないかと思われるのか、いやちよつととか、その辺をもう少し理解、状況を聞いて、利用者に多く利用していただけるような牽引といたしますか、サービスといたしますか、どういうものがあるのだろうというところが、ここ数年、この元気バスについては、ちょっと足踏みしておると違うかと、このような数字も見て、登録者数も見ながら、そういったことを感じております。

元気バスの利用者数ですが、1日76名、前も厭味で言ったのですけれども、76名が利用しておるという実績ですが、これは行きも帰りも別々ですので、30数名の方が利用しておると、行きも帰りもということになります。たいがい高齢者の人は行って帰ってくるということですので、そうすると非常に利用者の方の人数が少ないと思っています。

近所の方も登録はしておるけども、乗らない。私がもっと聞かないかんですけれども、その辺の課題か、もしくはもう少しここを、登録者数を増やしていくんだという考え方について、ちょっと少しあればお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほどおっしゃいました利用状況、元気バスの利用状況になりますけれども、今、1,480名ほどの方が登録をされてみえます。おっしゃるように、1日の乗降数、これはあくまでも乗る方と降りる方というのは、それこそ往復というのがもちろんありますけども、全てが同じではございませんので、一概にはいえませんが、年間を通じますと、約2万6,000人ほどの方が乗っておられます。

年々確かに少しずつではありますけども、減少傾向にはあります。ただ、それこそタクシーのように、ドア・トゥ・ドア（door to door）、玄関先までお迎えにあがるということではなくて、やはり健康増進の意味も少しありますので、少しやっぱり歩いていただく。そういう効果が東京大学の大学の研究をした中で、医療費抑制というものも導いているわけですので、こういったこととの兼ね合いを持たせながら、また近いところにニーズに応じて、バス停を設置していくと。そういうことで、今後も継続して、このような数字が維持できるように、運行をさせていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 本当に私もそう思いまして、なかなか視察とか、いろんな形でいいんだけど、本当に玉城町の方は交通安全面とか、健康面とかいうことで、有効にやっぱり活用していただける、環境の土台はできておりますけれども、そういった充実をより一層図っていただきたいと、このように思っています。

集落で利用されている方は、必ずおられると思うので、推進をしていただけるような、そういう役割も担っていただくとか、何かそういう別な活動も、普及に対する活動も取り組んでいただきたいと思います。

とにもかくにも交通安全というのは、非常に大事なことです。先ほど申しましたように、日々こつこつと積み上げていっていただくしかないと思っていますので、その現状はしっかり把握できれば、対策もうてるし、その対策が打てれば、皆さんが打った効果ということで、やった実感といたしますか、満足感、それで町民の人も良くなったということ

も明確に表現できるということでもありますので、是非そういった地道な取り組みを進めていただければと、このように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、13番 奥川直人君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩をします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

一般質問を続けます。

9番 北 守君の質問を許します。

9番 北 守君。

《9番 北 守 議員》

○9番(北 守) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目に、高齢者・重度身体障がい者タクシー料金助成事業について、2点目は手話言語条例の制定についてのお考えをお聞きいたします。

まず、高齢者・重度身体障がい者タクシー料金助成事業についてであります。玉城町はデマンドバスが全国的に注目を浴びる町として、活躍しております。しかしタクシーでもなく、路線バスでもない、いわゆる両面を持った性質のものですが、利用者は年々増えておるといことで、先ほどの質問の回答にもあったように、増えておるようです。

しかし、ここにきてやっぱり改善すべき点が多々出てきたのではないかと思います。例えば寒い日とか、暑い日のバス停にはまったく椅子がない。それが陰や雨避けもなく、待っているのが大変辛いと、こういう声もよく聞きます。

またもう1つ重度身体障がい者の方は車椅子などでの利用はできません。そういうデマンドバス、いわゆる元気バスでございますけれども、玉城町は人口構成において、他の自治体と違うところは、人口の減らない町として、全国的にも注目を浴びておりますが、今後2040年までに玉城町は他の自治体に比べ、高齢者が増える傾向、いわゆる他の自治体と比べて、徐々に増えていくというデータが出ております。

高齢者で健康なのは良いことなのです。それで、ところが一度健康を損ねた場合、高度の障がいを持つようになった場合、身体障がい者に優しい施策が、今後必要になってくるのではないかと思います。

そこで、玉城町に重度身体障がい者、車椅子を必要とする高齢者障がい者、これは別々に何人の現在、対象者がおられるのか。また、今後増加すると見込まれますけれども、どんな傾向になって分析されておられるのか。人口比でどのぐらいの割合になっていくものか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から高齢者・重度身体障がい者タクシー料金助成事業についてのご質問をいただきました。まず具体的な対象者が何人いるのかということ、担当のほうからは、あと答弁をさせますけれども、ご承知のように、障害者総合支援法に基づいて、玉城町障害者基本計画及び障害者福祉計画の策定をしておるわけでございます。その

計画に基づいて、いろんな施策の推進をしてきておりますし、また今後も、障がいのある方々が、地域で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいらなければならないと考えておるわけでございます。

あと担当のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております、まず重度障がい者の方々でございますけども、ここでいいますと、重度身体障がい者と言われますのは、いわゆる身体障害者の程度が等級で表すということで、1、2ないしは3級の一部の方ということで、まず説明をさせていただきたいと思っております。

障がい者といえますのは、ここでいいますと身体、知的、精神と、この3つの障がいの方々を含めると、玉城町では800名ほどの方がおられます。その中でも重度障がい者の方といえますのは、367名ほどおられまして、特に車椅子を利用されてみえる高齢者についても、これもあくまでも私どものほうに申請とか、いろんな手続きをされてみえる方ということで128名、障がい者のほうでも23名ほどおられます。このような形で数字は把握をさせていただいております。

今後どのような形で増えてくるのかというご質問もございましたけれども、障がい者の福祉計画を、平成29年度、新たに立てさせていただきますけども、現在の障がい者の状況を見ておりますと、これまでもよく似た数字で推移しております。今後もこのような形で推移をするのではないかと考えております。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 高齢者また重度の身体障がい者ということで、障害者手帳の1級、2級ないしは3級と、今おっしゃっていただいたわけですが、高齢者の場合、特にちょっとしたものでつまずいて骨折して、歩けなくなるという、そういう悲惨なことで、ややもすると命取りになると、そういう状況がございます。これは今後、やっぱりしっかり行政のほうも、地域でも見守りをしていかないかんと思っておるわけですが、町内の中に、いわゆるデマンドバスと同時に、そういう障がいあるいは、体のご不自由というのか、介助の必要な方のためにといったらおかしいですけども、社会福祉協議会などでは、低運賃で、車椅子等を利用している方に対して、福祉有償運送事業という事業をやっておると聞いております。

今、町内で社協ということやなしに、町内で有償運送事業を行っている企業・団体は、いくつぐらいあるんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております、福祉有償運送の状況でございますけども、まずこの福祉有償運送事業といえますのは、この地域、いわゆる南勢志摩地区福祉有償運送等運営協議会という協議会の中で、まず合意をしていただかないと、運行はできないという形になります。

この平成29年1月現在ですけども、この南勢志摩管内で11事業所がまずございます。玉城町を利用区間にもっている事業所といえますのは、この11の中で3社ございます。その3社の中に先ほどおっしゃいました、玉城町の社会福祉協議会も属しているということ、そうご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ということは、役場のほうも、この協議会に負担金も払ってみえるということで、予算書にもあがっておりますが、この3社の運行事業ですが、主に主体的には社会福祉協議会がやっておるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております町内に関しましては、社会福祉協議会がほぼ全域をカバーしておりますので、件数から申し上げますと、私どもが把握しておりますのは、町内の方が180人ほどの方が登録をされて、ご利用なさっていると。特に社会福祉協議会の福祉有償運送事業では、月あたり30人の方々がご利用いただいて、述べ180回ほどになりますけども、ご利用なさっているということ把握しております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） その3社の中で主体的には、玉城町社会福祉協議会でやっておることが、主ということで、今お答えいただいたのですけども、登録者数が私も資料を社会福祉協議会でいただいてきました。登録者数が今おっしゃってみえたように、180名、これは10月1日現在の数だと聞いております。その要項を見せてもらいました。

実は登録制になっておる、それから身体障害者法に基づく、身体障害者手帳を持っておられる者、それと介護保険法という要介護者または要支援者、これは介助が必要だという条件になっておるのですけれども、介護保険法という介護認定者だけでも、要支援から介護度5までいきますと、約630名の方が受けておられるというか、認定されておられるということです。ここでちょっと福祉有償運送事業を、これを町全体で考えてもらってもわかりますけども、登録者数が少ないのではないかと思います。

それで、町内の業者の利用状況というのは、今ちょっと言ってもらいましたのですけども、あと利用者の満足度というのですか、月30人程度180回ということで、今、聞かせていただいたのですけども、利用者の満足度はどのように把握されておるのか、生活課長としてどうなのか、その点お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） まず満足度といいますのが例えば元気バスとか、一般のタクシーや路線バスの満足度というものは、また若干違うのではないかと、そういう認識をしております。事業そのものが公益性のあるものであると承知しておりますし、また、収益面におきましても、非常に低いと考えられることもあって、そういうところから結局、玉城町においても、先ほどの関連する3社しかないのかなということも承知をしております。

そういうことから結局、他社との比較が非常に難しいものでもあるということと、タクシーのように door to door ではなくて、この福祉有償運送そのものは、いわゆる居室から居室、要するにベッドサイドまでいって、そこからの介助を伴うものも、この特徴であるということからいいますと、他の交通機関、タクシーと比べましても、満足度は高いものであるという認識をしております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 福祉有償運送事業ということで、玉城町の場合は介護タクシーということで、私の地元にもそういう介護をやっておられる事業所がありますけども、これは介

護タクシーでやっておられます。ということで、運送事業では手が回らないところもあるのではないかとということで、僕は、満足度はどうですかと聞いたのは、それなんです。

それから、もう1つこれは今後、もっとエリアを広げていただくというのか、対象者を広めていただきたいのですけども、自由な時間に、タクシーの場合、自由の時間に door to door とおっしゃってみえたけども、タクシーを利用することによってできますけれども、社会福祉協議会が今、運行なさっておるのは、だいたい市価の2分の1程度の料金で、低額ですけれども、午後8時30分から午後5時30分、しかも病院に限るということで、目的がはっきりしておると。

まださらに、私ちょっと、この間にある、いわゆる元気バスに乗れない方というのですか、歩くのが大変ご不自由な方でも、要支援1、2ということで、いわゆる営業時間外に利用できないということと、病院以外に目的地に行けない。それから、介護度2以上、自分たちの内規の中で決めておられるのですけども、介護度2以上、例えば要支援の方は、これ利用することでできないですね。そういう間の人をどうするか。これは満足度として、概ね満足ですと、おっしゃったのですけども、そのことをもう一度お聞きします。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) 介護度2より下、要支援の方々を対象とした満足度といいますと、いろんな方法で今も介護の分野では、新しい総合事業というものもスタートしておりまして、いわゆる元気バスに乗られる方を、介助していただけるような事業メニューも出てまいりました。そういうご利用もできると思いますし、また、現在、高齢者の介護の計画のアンケートもとってございますので、その辺りでも設問も設けておりまして、状況も把握をさせていただきたいと考えております。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) ただ満足度だけを、僕は今、特化して質問した形になったわけですが、要は私の言いたいのは、要支援、要1・2、とにかくその認定を受けておられるということが、一番最初の条件でしようが、その方たちに有償事業にも参加できない、そういう人たちに手をさしのべる気はあるかどうか。そういう点どうでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) 先ほど申しましたように、今、アンケートもとってございますし、状況も今後どういう推移をするかわかりませんので、その辺りを勘案しながら検討はさせていただきたいと思っております。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) アンケートの結果待ちということですが、その状況の分析をしっかりしていただいて、私の質問のほうも答えていただきたいと思います。ここで一番端的にお聞きしたいのが、これは町長にお伺いします。高度身体障害者、あるいは高齢者の介助の必要な方のタクシー料金の助成事業というのは、近隣の市町ではやっておられるところが、かなりあるんです。

それで、そういう事業をするお考えはあるかどうか。その点をお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 近隣の市町でもやっているところも、少しあるということでございますし、承知をしておりますけれども、玉城町の場合、もう少し今の実態を把握したいと思っております。外出の目的がどういうことなのか。障害者、高齢者のいずれも通院、買い

物が多いと考えられるわけでごさいます、今期のアンケートを見ましても、移動手段の少なさ、利用しづらさというものも散見できるわけでごさいます。

利用できる条件に介護認定、障がいの等級を入れているということでもありますけれども、タクシー券を欲しいということでの認定審査件数が増えておるということも、他の自治体でもみられるということでごさいます、もう8年かけて元気バスも運行させていただいておるわけでごさいますので、そういったことで元気バスの利用減にもつながりかねないと思うわけでありまして、もう少し状況把握をしていきたいと思っておるところでごさいます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 実態把握と状況を見ていただく、これは非常に見ていただきたいと思ひます。もし、これから考えていただく、あるいはこれから研究されるということであれば、例えば要支援、それで介護度1までの方で、また、それから、障がいをお持ちの方、この方が仮にタクシー券1枚千円としまして、10枚配布しましたら、原資はいくらぐらいのものでしょうか。1人1万円と考えるともらった、よくわかるのですけれども、何人対象者がおるかということで、直ぐ出るかと思うんですけども。いくらぐらいの原資が必要だと思ひますか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） すいません。直ぐに数字は出ませんが、先ほど障害者の数を報告をさせていただきましたけども、その数に今後、検討するというならば、そういう数字を掛け合わせていただいたら、数字が出ると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） あれ確か360何名とおっしゃったんですよ。それで1万円を掛けたら367万円ということになるわけですけども、これは町の費用がいることですので、皆さんのご理解がなければできないと思ひますけれども、それもですけども、やはりいわゆる福祉有償運送事業にまったくならない方、それから、健康な方の間であって、お店にも行けない、病院にも行けない、行けないではなしに、そういう元気バスも使えないという方のために、ぜひやっぱり考えていってほしいと思ひます。

お年寄りはお出かけするのが、大変好きで、デマンドバスは大変効果があるということで、喜ばれておるということは事実です。先の東京大学生の論文でも、元気バスと医療費の関係で、医療費が下がるということをはっきりしました。実際に下がっております。県下でも何番目、上から何番目ぐらいの数字だということをお聞ひしております。しかし、在宅介護が今現在、進められておる中で、重度の障がい者にとって、元気バスはまったく利用できない。要支援者の方で、元気バスを利用できない方も、まったく同じです。

ぜひ今後、外出の手段として、タクシーの利用補助を考えていただきたいと、こういうことで1点目は終わります。

続いてよろしいですか。

続いて、2点目に入ります。2点目の手話言語条例の制定について、お伺ひします。今までの国の障がい者の制度を整理しますと、障害者自立支援法とか、それから障害者総合支援法に名前が変わったとか、それから、障害者の権利に関する条約が発効したということで、昨年3月に質問したわけですけども、差別解消法という法律が施行されました。

これによりまして、私も去年の3月に、どういうふうに町はしていくのか、どういうふうに今、考えておるのやということ、そういうお話をさせてもらって、今では着実にその施策を進められておられます。

実は例えば役場の1階に、障がい者の方も使用できる多目的トイレ、これが設置されております。それから、役場玄関のスロープの設置など、改修や改善がやっぱりこの1年間で進んでおるといことで、これは評価させていただきます。

今回は、差別解消法の施行後1年が経過した中で、近隣の自治体で既に、聴覚者の問題に特化するわけですけども、条例化しておる手話言語条例の制定についての考え方を、今回お聞きします。

玉城町として、ろう者に対する言語、手話言語条例を制定し、手話を必要とする人が、まず1点目、手話による意思疎通を円滑に図る権利、それから、その権利を最大限尊重する権利を基本に、この条例化をしてはどうかと提案するものであります。

この条例は全国的にみて、少数、制定数及び検討は20件、これは私の時点と多少違うんですけども、全国では1,700ぐらいの自治体があるのですが、たった20件といことで、本当に少数ですけども、県内では三重県、松阪市、伊勢市の自治体が言語として条例化を、その後も伊賀市などは検討中といことで、情報を得ております。

言語はご存知のように、人間が知識を蓄え、思考し、お互いの意思の疎通を図る、文化を創造する上で、必要不可欠なものであります。また、手話はろう者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み成長するために使われてまいりました。

ここでお聞きします。玉城町内で聴覚平衡機能障がい者は、玉城町第4期障害計画によりますと、25年度で48名ということになっておりますけども、今現在、手話を必要とされる方、もう3年か4年経過しておりますけども、その方は何名おられるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 現在、先ほど紹介いただきました、48名といことで、数字も紹介をいただいておりますけども、実際にいろいろな研修会とか、そういったところで、よくお目にかかる方は、私どもは3名程度ではないかと、把握をさせていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） もう一遍とめますけども、手話を必要とされる方は3名といことで、すね。1人でもみえたら、これはまた考えていかないかん問題、1人以上といことで、3名でも10名でも、みな同じやという、私は認識を持っておりますので、3名といことでお聞きしました。

役場の中で、手話をされる方って、おられますか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただきます手話をされるといいますのは、手話を使われる方、それとも手話を指導される奉仕員の方、という。

○9番（北 守） 使われる方。

○生活福祉課長（西野 公啓） 今はいないと思います。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） これは確かに手話というのは、本当に専門的に習わないと難しい話ですけども、役場でもなかなか今、手話ができる方といのか、難しいと思うんです。それ

で、聴覚の障がいのみえる方が、逆に窓口では筆談というのか、紙に書いてどうですかとか、そういうやり方をやっていますよね。違いますか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 私どもの職員につきましても、対応要領というものを整備をさせていただいて、その中でも職員が、そういう窓口の対応が行われているところです。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 役場の対応がうんぬんということ、今、聞いたかったわけではなかったのですが、そういうお答えをいただきました。

次は、ろう者が耳のご不自由な方が、手話の役割ということは、非常に大きいということ、今、認識でいただいたのですが、町としてろう者に対する認識は、どのように思っておられるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 手話の役割といいますか、町としてのろう者に対する認識ということになるわけですが、障害の有無に関わらず、障害基本法、これは当時からそういう障害基本法の中にも、記載はされておりますけれども、等しく基本的人権を共有、これは生まれながら持っているという意味ですが、かけがえのない個人として尊重されるものであると、そううたわれておりますので、そういった中で、お互いが共生する社会の実現のために、社会参加を支援するのが自治体の役目ではないかと考えております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ご答弁のような形でいいんじゃないかと思うのですが、そういうことで障害者基本法と、法の下にやっておられるということで、理解させていただきました。

ちょっと話が変わるんですが、伊勢市を中心に聴覚障害者福祉協会という団体がございます。玉城町からその3名の方ですが、今、対象者が3名とおっしゃいましたね。参加されておられるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねの伊勢にありますが聴覚者福祉協会とありますが、具体的な内容も把握しておりませんが、玉城町から参加をしておられるのかどうか、その辺りもちょっと詳細はわかりかねるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 私もわかっておらないということが、あれなんですけれども、たぶんですけれども、その協会さんのほうで、いろいろお世話をしていただいております。聴覚障害者福祉協会というのは、伊勢市を中心に、そこを拠点において、鳥羽市、志摩市、それから、玉城町、度会町、南伊勢町を包括した、聴覚者の組織だと、これは聞いております。それで、聴覚者福祉協会は、広範囲に活動しておられるということで、ここで今、次に聞いたかったんですが、ここの団体で日常的にどういう活動をしておられるのか、どういう何をしておられるのかということ、聞いたかったのですが、ここは省略します。わからないということですので、結構です。

それで、ただ私のわかる範囲、知り得る範囲では、具体的には近隣の自治体に、手話言語法の制定、いわゆる国にはまだ手話言語法という法律がないのです。制定の要望を国に働きかけてほしいという旨の行動を、過去にされたという団体でございます。国に手話言

語法の制定に向けて、玉城町議会にもこの団体から請願を受けて、平成26年9月議会において、議会で採択しております。

これはその当時の副議長が提案者になっておるのですけども、採択して、国のほうへ送っております、議会としても。そこで、町としても国への働きかけをされたのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 議員おっしゃいます現在の条例の制定状況を、少し紹介をさせていただきたいと思いますが、平成29年2月28日現在になりますが、全国で74の自治体、これは県も含まれます、9県56市9町の74になりますが、先ほどおっしゃいましたように、三重県、それから松阪市、伊勢市ということで、今回の県政だよりのトップに、この手話言語条例の施行ということで、三重県の場合も紹介をさせていただきます。

町としましても、この上申をしてはおりませんが、町村会等を通じまして、国に対して、平成28年度の要望の案件に、ろう者向け通訳介助員の派遣とか、またコミュニケーションの支援といった基本的な権利を保障するための必要な事項を、要望させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ちょっとそこで、経過をいろいろと言ってもらったんですけども、三重県でも条例をうんぬんという話をされたのですけども、町としては働きかけしてもろたんですよ、当然、国に。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） そのもの、条例の制定というものではございませんけども、ろう者向けの支援に関する案件について、要望は町村会を通じてさせていただいております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 了解しました。町も、ろう者に対する、そういう認識、あるいは一生懸命やっておられるということが、理解させてもらいました。

さて障害者基本法というのが、平成23年に、今、経過をいろいろと説明していただいたのですけども、もう既に74の自治体が条例化しておるということなんですけども、障害者基本法で初めて手話が言語であるという、これは法的な措置としてなったのは、どういうもの、何条で載っておるのか、その点をお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど障害者基本法を説明もさせていただいたところなんですけども、基本的にこの障害者基本法といいますのは、理念法でございます、この第3条に言語に手話を含むといった、括弧書きにはなりますけども、そういうものがございまして、全て障害者は可能な限り言語、いわゆる手話を含むという形で記載もされておりますので、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに情報の取得及び利用のための手段についての選択の機会の拡大を図られることと、このように3条に記載もされておまして、このあたりから言語、いわゆる手話が言語になるという理解をしております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番(北 守) 手話が言語というよりも、むしろそういう認識でいてほしいんですよ。ということは言語というのは、手話を含むという表現で書いてあるわけです。そこはやっぱりしっかりした配慮で、言語ですよということを、しっかりやっぱり言っていただきたいというのが、私の気持ちなんです。

そこで、こればかりにかかってもいけませんので、先日、広報2月号に「シュワッチカフェ」というのがあります。これは玉城町福祉協議会がボランティアの域ですけども、平成28年度から再復活されたそうです。それで、毎月実施されておるということで、参加者の募集が広報に載っておりました。具体的には玉城町として、これは社会福祉協議会の事業ですけども、玉城町としてどのような形で、手話の普及に取り組んできたのか、また取り組んでいこうとしているのか、その点をお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) これは先ほど、シュワッチカフェということで紹介もいただきましたのですが、一時このような事業も途絶えてはありました。法改正もございましたし、一昨年、3月辺りにこのような、習いたい、学びたいという住民の方々の要望もございまして、そういった中からこういう手話とカフェというものが合体したような形になりますけども、事業を進めておられるようです。

そういうようなことへも、私どもも支援をさせていただきながら、今後も社会福祉協議会が事業主体にはなりますけども、引き続き活発な、またそういうような事業が盛り上がりを見せるように、支援をさせていただきたいと思っております。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 今、例として、シュワッチカフェの例をあげたのですが、玉城町としての主体性を持った事業というのは、何か考えておるのかということです。要はシュワッチカフェというのは、社会福祉協議会が自分たちの活動の中で、会の中でつくっておられる団体ですけども、玉城町としてどうなんやということを、今、聞きたかったわけですので、その点、もう一回答弁をお願いします。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) 私どももこういう支援を当然させていただくのですが、例えば研修会、講習会におきましても、ステージ横といいますか、演台の横におきまして、それこそ奉仕員の皆さん方にもお手伝いをいただいて、そういうところへ、これからは協力をさせていただきながら支援をさせていただく、そういうことも今後活発にさせていただきたいと考えております。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 是非お願いしたいと思います。

それから、玉城町には手話人口というものは、なかなか増えにくい、今の状況なのかもしれないけれども、活動を援助し、これから活用していただきたいのですが、手話は言語ということで、今、その法の話をしましたのですが、ろう者の基本的人権を尊重すると、これもすごく大事なことです。というふうに私は理解をしておりますが、その認識でいいのかどうか、これは町長にお答え願います。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 結構だと思います。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) そういうことで、ろう者の認識が一致しております。一時、聾学校では手話は手真似ということと言われて、中止された不幸な時期がございました。手話が言語として、障害者基本法に規定されたことにより、ろう者の人権が守られるようになりました。ここで、何か手話を使った町の事業とか事例、例えば僕は福祉大会へいきますと、手話をしてみえる方が、演台の横に立っておられるのですが、何かそういう事例が、過去にあったのかどうか。ちょっとお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) 先ほど議員おっしゃっていただきました社会福祉大会ですけども、2月11日に近いところでは、このような大会、社会福祉大会がございまして、ステージ袖におきまして、奉仕員が、当時3名が交代で、演台そばで手話をしていただいたということが、最近の状況です。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) ということは、逆にいえば他に何も無いということですよ。それはそれで結構です。この間の三重県知事が記者会見、玉城町の場合、記者会見というのがないんですけども、その横で手話で、手話言語をしておられました。そんなことですね、もっともっと広げていけば、例えば議会で手話というのは、議会の中の話になりますので、これはまた検討する材料になりますけども、またいろいろと方法があると思いますので、考えていってほしいと思います。

先ほども聴覚障害者福祉協会については、伊勢市を中心に広域に活動しておられるということで、説明させていただいたのですが、伊勢市には手話言語条例があり、近隣の町にはまったくありません。玉城町としても聴覚障害者や福祉協会や広域圏の中心である伊勢市と歩調をあわせて、手話言語条例を制定する必要があるのではないかと、私は思っております。

このようなことから、玉城町として、ろう者の言語である手話を、条例で明記する必要があるのではないかとと思うのですが、これは条例制定の考えはあるのかどうか、お伺いします。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 先ほどからも課長が答弁申し上げておりますけども、もし少し社会福祉協議会などの事業でニーズを把握していきたいと思っています。全国自治体の例もお話を聞かせていただいておりますけども、まだ数少ない状況にありますけれども、町として、その奉仕員の育成までは至っていないというのが、お答えのとおりでございます。

町の責務なり、あるいは町民の役割が、まだ整備されていない状況の中で、条例制定はもう少し時間が必要ではないかと考えておる次第でございます。

お答えさせていただいておりますように、福祉大会ではそうした奉仕員による、ろう者通訳があったわけでありまして、私も同席をしておりましたけれども、その都度、ろう者の方に不便を来さないような配慮が、何事にも大事ではないかと思っています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 条例制定には、もう少し時間をという、そういう内容でよろしいでしょうね。私の言いたかったのは、三重県はやっぱりそういう意味では、条例の先進県であるということ認識していただきたいというのが、まずあるので、これはお金のかかる話ではないんですよ。いろんな事業をしていく上で、それは金はかかっていく。財政的な

負担も多少はあるんでしょうけれども、それを給付や何やということじゃなしに、やはりそういう気構えとか、そういう気持ちというのが、やっぱり前面に玉城町も出してほしいというのが、私の願いです。

それでここで、もうちょっと話、時間もありませんので、学校や保育所の場において、聴覚障害者の方への、障がい者としばらんほうがいいのかもわかりませんが、理解、教育をどう取り組んでおるのか。また手話を児童・生徒に指導しておるのかどうか、その点お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間 宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 大きく障がいというものにつきまして、人権教育の中で、その人の立場になって考えるという観点の下に、取り組みを、これは小学校、中学校ともにさせていただいておるところでございます。

特に手話という部分につきましては、3学年の段階で、国語教科の中で、いろんな伝え方をしようという学習があり、その中で自分たちが人に何かを伝える時に、いろんな方法があるということを知らせる。そして、それには声を出す、文字で書く、形や色を使う、記号で表す、手話があるということ。

耳の不自由な方、目の不自由な方にとっては、指先や顔、体の動きで、意味を伝える手話、また指先等でさわって読み取る点字等が、大きな手段であるということを知り、気づかせるということに取り組んでおります。

そして、また将来関連した職業につくなど、身近なものになる可能性もございますので、子どもたちがそれを使う人にとって、大切な言語、コミュニケーションの手段であるということを知り、理解をするような、学ばせる機会をつくっておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 私どもの生活福祉課といたしましても、手話の理解や促進・普及を図っていく必要は、先ほどのご質問にもありましたように、大切なものと理解をさせていただいております。

小さい頃からの福祉教育、障がい者福祉への関心というの、非常に大切なものであるということも認識はしております、現在もその一環で、私の記憶にありますのは、小学校4年生頃がそういう福祉の教育をはじめ、先ほど3年生というのもありましたけども、3年生、4年生あたりが、スタートの時点ではないかという理解もしております。

また合わせて中学1年生の授業あたりでは、バリアフリーとか、また中学校3年生であれば、社会保障という広い範囲まで、福祉というものが広がってまいりますので、その折りに触れまして、私どものほうも勉強会というのですか、参加をさせていただこうと、そして、生活福祉課といたしましても、また、町民やそして学校のニーズに応えられるように、今後も事業に応えてまいりたいと、そういう考えを持っております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ちょっと生活福祉課長の答弁で、生活福祉課長は行政全般の立場からですけども、教育委員会の教育長のほうでも、答弁いただきましたので、保育所としてはどうなんですかという、そういう質問です。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど、小学3、4年生ということもございましたけども、やはり障がい者そのものの理解といいますか、そういう年代というのもの、あろうかと思

いますので、そういうことも含めながら、今後、保育所へも対応の機会があれば、私のほうも入ってまいりたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 具体的な話をせんと、ちょっと漠然とした話になりますけども、教育長の話、生活福祉課長の話から、そういうことで、人権教育なり何なりで、すごく総合学習も含めてやっておると。1つの例ですけども、あるところで小中学校の総合的な教育、学習の時間帯において、手話、聞こえないことなど、聴覚障がい者に関する啓発や学習の機会を適宜設ける。これ今、教育長のおっしゃった人権教育と絡めての話でしょうけども、具体的な聴覚障がい者のある方、障がいのある方や、手話を使う方との交流を通じて、聴覚障がい者が手話についての理解を深める。いわゆる交流を通じて深める、手話を使って遊ぶ、挨拶をする、歌を歌う機会などを使って、手話に触れる。こんなことをやっておられるところもあるんですよね。そういう考えはないですか。

○○議長（中瀬 信之） 教育長 田間 宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 玉城町におきましては、既にやっております。具体的には保育所の中でも手話つきの歌を発表でやっておると。その学校につきましては、その部分を取り上げまして、いろんな挨拶にも体験をしたり、やっております。また、具体的には2学年の段階で、音楽の時間で手話で歌う教科書の歌というのが、書籍の中にございますので、その取り組みの中でやっておるところもございます。

そしてまた、ほかの学校に、これ4校とも全ていろんな形の取り組みをしておるところでございますし、聴覚に障がいを持つお二人にお越しをいただいて、福祉学習という中で、手話そのものだけでなく、目や口の表情を使って話していることも、お教えいただいたり、そしてみんなが幸せになるためには、互いに相手のことを知って、理解し合うことが大切だということに気づかせることも、授業の中で取り組んでおるところもありますし、また、この時期でございますので、6年生を送る会の中で、虹という歌に手話を付けながら歌うということも、実際今、取り組んでおるところでございますので、今、議員の仰せのようなどころにつきましては、各小中学校とも実施をしておる段階でございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 確かに手話で、歌付きの手話というのは、入りやすいということですので、もう既にやっておるわけですね。ということは、手話の必要性についても、学校で教えてみえる。行政のほうで、いわゆるその条例については、少し時間をということですけども、そういう意味では積極的に、私の質問する気持ちと、行政の応えていただく気持ちと、全く同じなんです。

そこで、最後になりますけども、やはり手話条例というのは、これは障害者基本法ができた以上は、条例をやっばり早期に進めていただきたい。これなんですよ。国より先に、手話言語法より先に条例をつくって、それから玉城町の本気の姿を見せていただきたいというのが、私の願いです。

障害者基本法に則り、これからも障害者に優しい施策を、今後も実行していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 以上で、9番 北 守君は終わりました。

次に、10番 坪井 信義君の質問を許します。

10番 坪井 信義君。

《10 番 坪井 信義 議員》

○10 番 (坪井 信義) 10 番 坪井。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

今回は2つの質問事項であります。

まず最初に地域支援事業の今後の取り組みについて、要旨を3点にわけてお伺いをいたします。『協 (かなう)』の今後の運営について、そして2番目は、各地域の地区サロンへの助成について、そして3番目として、地域支援事業の将来的な考え方について、お伺いをいたします。

質問事項の2としましては、病児・病後児・病中保育事業についてということになります。このことは新年度から導入がされるということですので、この件につきましても、要旨、3項に分けて、具体的にお伺いをいたします。

まず1番目の地域支援事業の取り組みの中で、『協』の今後の運営についてでありますけれども、現在、町内1箇所で運営をされております。当初から計画では2、3箇所程度増やしていきたいという考え方を聞かされておりますけれども、この事業につきましても、28年度までは地方創生事業の関連事業であると同ったことがあります。

従って、29年度からそれがなくなるということですので、こういった形で運営をされるのか、今後の考え方の基本的な姿勢について、町長にお伺いをいたします。

○議長 (中瀬 信之) 10 番 坪井信義君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長 (辻村 修一) 坪井議員から、まずは地域支援事業の今後の取り組み、具体的に平成27年末に発足をしていただきました、『協』の今後の運営についてのお尋ねでございます。

大変、玉城町のまちづくり、そのことに対して行政と、そして住民の皆さん方が、さらに住みよい町にしていこうという、そうしたお考えが一致をして、いろんな活動が生まれておりますし、また『協』についても従来からサポートさくらをはじめ、いろんな団体の皆さん方が熱心になって、立ち上げていただいたわけでございます。

坪井議員も『協』のほうへも出向いていただいておりますと同っておるわけございまして、大変このお年寄りの方がご参加をいただいて、気軽に集っていただける場となっております。地域包括支援室からも職員が出向いておりますという状況でございます。

そして、いい形で運営がされておると、私どもも少しお邪魔させていただいた時に、様子を見せていただいておりますけれども、何とかして、今後も運営をしてほしいと思いますし、町としても最大の支援をしていきたいという考え方を持っております。これからも、どうぞよろしくお伺いをいたします。

○議長 (中瀬 信之) 坪井信義君。

○10 番 (坪井 信義) 今、町長から今後についても、現在と同様に運営をしていきたいという旨の回答をいただいたところでございます。

実際は、『協』は、週、火曜日と木曜日、今日も開催をされているかと思っておりますけれども、時間的には10時から12時ぐらいまで、早い方は9時過ぎから、おみえになりますけれども、私もできる範囲内で、参加をさせていただいております。

常時20数名程度の方が、町内各地から、個々に、自家用車乗合で来られたり、また、あるいはデマンドバスを利用される方も、数名におみえになります。参加者の内訳は、女性

が8割方で、男性の方は4、5人という状況でございますけれども、それぞれが耳が遠いとか、そういう方はいらっしゃいますけれども、ほとんどが健常な方の参加ということでありまして、老人の憩いの集いといいますか、そういう場としては、非常に効果的ではないかと思えます。

当然そこへ参加される方、『協』だけではなしに、ひとり暮らしの方ですと、ほかのピンの会とか、各地域のサロンとかいうのにも、積極的に参加をされる方ですので、いわゆるいきいきとした人が、たくさん参加されておるという状況でございます。

ただ、一つ気づきますのは、高齢者のみの集いということではなしに、先日、NHK教育テレビの番組で、ハートネットテレビという番組がございます。ちょっと町長とも話をしましたら、町長も時折ご覧になられるということですが、福祉とか、そういう地域のつながり的な特集でやっておられる番組ですけれども、先日は全国の3地域の先進的な紹介がされておりまして、北海道の帯広、兵庫県の西宮市、九州は熊本の3地域のふれあい事業が紹介されておりました。

その中で兵庫県の西宮市の例でございますけれども、特に印象深かったので、少し披露させていただいて、その考え方もお聞きしたいと思います。『協』のように高齢者の方ばかりを対象とするのではなく、西宮ですから都会的な街ですので、核家族化が進んでいる現状で、保育所入所前の子どもとお母さんが、一緒に参加しているという状況でございました。

玉城町の場合は、待機児童というのがございませぬから、家庭でお母さんと一緒に子どもさんがいるという状況ではないわけですが、西宮市においては、そういう状況の中で、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんと、ふれあうことにより、昔の遊びを母子で一緒に体験したり、お母さんはおばあちゃんに、子育てについての助言をしてもらったり、相互作用がとてもいい形で生まれている状況の報告がありました。

地域支援の今後を考える場合、高齢者対策としての捉え方ばかりではなく、やはり子育てに迷う若いママたちも一緒に、問題解決にあたれると、幅広く運営できるように考えていってほしいと思えます。

2番へ移りますが、各地域の地区サロンの助成です。私の関係する地域では、大手町サロンというのがございまして、主に参加者は大手町を中心にして、近隣の魚町、本町、殿町、上町、その周辺の地区の方も参加されていますし、特にどの地区でないという限定ではございません。そのほかにも町内全体で、地域的には玉城苑さんとか、原さんとか、栄町さん、いろんなところで地区サロンが開催をされていると思えますけれども、これについての町からの助成について、ございましたら、具体的にお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております地区のサロン事業でございますけれども、この事業はもともと平成14年頃から、ふれあいのまちづくり事業ということで、県の社会福祉協議会等を通じまして、各市町で始まってきた事業となります。今、玉城町にも6箇所ほど、先ほど紹介をいただきました、大手町地区のエリアの方とか、その集落に限らず、その周辺からお年寄りを中心に集まってこれらまして、特に活動を中心的にやっておられるのが、地域の民生委員さんであったり、また、社会福祉協議会の推進委員であったりということで、現在進めてもらっております。

ただその当時からずっと続いておるところあれば、また、例えば栄町のように、規模が

大きくなって、そこから勝田町区さんへ、また分かれてそれぞれの地域へ広がっていったという経過もございます。既に平成14年からですので、玉城町の場合ですと、それ以降、10年ほど経っているところもございますので、そういったところへ町からの助成というのは、直接出しておりません。社会福祉協議会のほうへの運営補助金を通して、消耗品程度のもので、おそらくいつているものであると認識はしております。

従いまして、今後もそういう直接的には、助成というものはしているというのですか、今後も予定はございませんけれども、ただ、状況の確認をさせていただきますと、例えばその地域によっては、その高齢者の方々が、自分たちが活動する。それは何かといいますと、ダンボールなどの再生資源を、地域で回収を皆さん方がしていただいて、それを自分たちの回収の奨励金として得たものを、活動にも使っておられるということもございませので、町そのものから直接出ているものは、ございません。以上です

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 『協』もそうですね、参加費というのは個人が負担しておる状況でございまして、毎回100円、私も参加するたびに100円、じゃそれはどういったものに使われるのかというと、いわゆるお茶とコーヒーが出されますので、それらの購入費、そしてまたおやつといいますか、少しお菓子がちょっと出ますので、それらを購入する費用に充てておるといふ状況でございます。

ほかの地区でも、大手町の場合ですと、お昼が出ますので、500円で400円が弁当で、100円が保険料ということで、だいたいよく似た状況で運営されていると思います。ですから、町から助成が必要だと私も理解はしておりません。やっぱり自主的に自己負担することによって、活性化すると、私も考えますので、ただ1つサロンの中で、よく出ますが、あそこの会所とか、そういうところばかりに集まっているのやなしに、これから温かくなると、外へ出かけたという要望が、非常に多いわけです。

その際、町内ですと、バスの融通も比較的きくということですが、ちょっと町外へ出かけたという時に、確かあれ年1回ですか、大きなバスが使えるのが。それを利用されている方もそうなんですけども、お世話する方も、もう1回、いわゆる年2回ですね、時期的に春と秋、それぐらい使えと、もっといろんなところへ行けるんだが、そうならないかという要望をよく聞きます。

私も大手町サロンの時は、人が足りないということで、町外へ出かける時にも、お手伝いに行くのですけれども、松阪市のインターのところのあそこですか、去年あそこへ大手町サロンも行きました。やはりひとり暮らしをしておりますと、なかなか町外へ出かける機会がないということで、みんなで揃って行けるのを、非常に楽しみにしてみえるわけです。

だから、そういう点で、バスの運用をもう1回増やして、1回を2回に増やしてもらおうということは、どうなんでしょうか。その点について、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど議員おっしゃいましたバスは、研修バスということで、これも運行委託をいたしております社会福祉協議会のほうで管理をさせていただきます。

いろんな形で、それぞれの担当します課長から、そちらのほうに依頼をするという手筈をとっておりますけれども、そういった中で、老人会をはじめ地区の行事、そういう諸々

のものに課長を通じて、依頼をさせていただくということになっております。運行上、そういうことでたくさん事業が重なりすまると、利用者の方にご迷惑をかけるということで、運用上1回でという絞りを設けてはおりますけども、今後、検討する中でそういうニーズに応えてまいりたいと思いますので、少々お時間をいただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 西野課長は、少し前まで社協の局長もしてみえましたから、直接そういう意見も耳にしているかと思います。かなり要望として多いもんですから、できましたら早急に、年2回の運用ができるように、社協のほうとも意見調整をとっていただきたいと思います。

そして、3番目の地域支援事業の将来的な考えですけども、冒頭町長から回答いただいておりますけども、『協』、地区サロンに限らず、高齢社会での地域をどのような形で支えていくのか。これはいろんな方法があると思います。1つの方法ではなしに、地区サロンとか、そんなだけではなしに、いろんなものがあります。そういった状況の中で、特に町長として、これからの地域支援について、何か見解がございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議員ご承知のように、大変、玉城町が誕生してから62年経過をして、全国各地から視察が、あるいは海外からも視察があり、そして、企業が拡張し、大変注目をいただいておりますということは、1つには議会はじめ町民の皆さん方が、自分たちの地域を良くしていこうという、そういう強い思いで今日があるわけでありまして、残念ながらかつてこの町にもあったような、人のつながりとか、助け合いというもの、随分薄くなってきたと、私自身も思っております、そういう中で、今、『協』のことや、いろんな取り組みのお話も聞かせていただいております、大変地域の皆さん方が、これではいかなんという意識が随分高まってきていると思っております。

具体的に申し上げましても、昨年の4月から今年にかけて、6割の自治区で防災の研修を受けていただいて、あるいはその中でも、特に自分たちの地域を守るために、組織を立ち上げていただいたり、実践の訓練をしていただいたりという動きが出てきておるわけでございます。叶もそうでございますし、また叶のことにつきましては、ちょうど私も東京玉城会で、欠席をさせていただきましたけれども、私もかつてお邪魔をさせていただきました、兵庫の西宮から、そして生駒のほうからも、玉城町へお出でいただいて、3月4日に交流をしていただいたということでございます。

まさにこれから玉城町の将来像に掲げる、誰もが安心して元気に暮らせる町の、その大元は何かというと、やはり地域の皆さん方同士のつながり、これをもう一度再生していくことが、一番重要ではないかと思っております。

そして、おっしゃるように、お年寄りだけではなくて、子どもたちや親御さんたちも一緒になって、地域のコミュニティの再生をしていくと、これが一番重要なことではないかと思っております。そのことを町として重点に掲げていくことで、玉城に住んで良かったな、住みやすいなということになると思っておりますし、具体的にはほとんどの自治区で活用していただいておりますけれども、地域活動の助成の取り組み、これもさらに充実をさせていただきたいと思っております。

またいろんな地域でも、さらにサロン活動や、あるいは元気づくり事業というものが、

動き出しつつございますものですから、そうした自主的な取り組みも、議会もご理解をいただき、これから町としてバックアップしていくことが、大変重要だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10 番（坪井 信義） 町長も私と1つ違いですので、いわゆる団塊の世代の最後の世代であります。いわゆる後期高齢には、あと7、8年あるわけですが、その時には玉城町でも高齢化率が40%を超えるという推定がされるかと思えます。極端に言えば2人に1人が、高齢社会を迎えるわけでありますので、そうなってからではなしに、今も進めていただいておりますけども、もっと多方面な取り組みの中で、今後の地域支援事業ということで、取り組みをいただきたいと思えます。

1番の質問事項を終わりました、次に2番目の病児・病後児・病中保育事業についてであります。1番目として、保育所活用についての考え方をお聞きします。ここでは病院併設型とのメリット、デメリットについて、お尋ねしますと書いてございますけれども、このことにつきましては、以前に2回ほど質問もさせていただきました。早期導入を求めてきた立場からすると、ようやく運用されるということで、敬意を表したいと思えます。

ただ運営につきましては、病院併設型、玉城病院を活用した病院併設型を主張してきておりましたので、今回、保育所での運営ということでございます。このことについて、町長の基本的な考えをお尋ねいたします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） やはり町の将来を担う子どもたちを、やはり安心して育てていただくための保護者の皆さん方の環境、このことが大事でありますし、また子育ての後は、教育の町として、教育を充実していくことが、町の将来につながると、そういう考え方のもとに、玉城町は成り立ってきたと思っております、それをこれからも強化をしていくということでございます。

ご承知のように、玉城町の総合計画の中にも、病児・病後児保育の項目を設けておまして、早い機会にこうした体制をとりたいと思っておりました。既にご承知のように、平成22年から伊勢市が神田小児科で実施する事業を、伊勢市でやっておられる神田小児科さんのほうでの事業を、玉城町も活用させていただいておるとというのが、今の現状でございます。約20名が利用させていただいておるということでございます。

現在、先ほどお話がございましたように、教育民生委員会等でも内容をお聞きをいただいておりますけれども、体制が整い次第、専門である小児科の先生の協力をいただいて、下外城田保育所で、病児保育をはじめたいと思っております。何といたしまして、保護者の方の要望に応えていくことで、やはり玉城町で子育てがしやすい、そして、若い方々も玉城町へお越しをいただいて、住んでいただく、そういうまちづくりにつなげていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10 番（坪井 信義） 特に病院での併設にこだわるわけではございません。導入をしていただければ、いろんな形があるかと思えますので、それはそれとして、体制をなるべく早く整えていただいて、運用を開始していただきたいと町長に対しては思えます。

先ほど町長もお話がございましたように、この件につきましては、先の教育民生常任委員会で報告を、課長からいただきました。このことについて、改めて本会議の場で確認を

させていただきたいと思います。病気のために集団保育は困難で、家庭で保育することができないお子さんを、一時的にお預かりする制度という説明があったかと思います。また既設の伊勢市病児保育エンジェル事業と合わせて、玉城町にお住まいの方を対象として、利用拡大を図るということで、場所は下外城田保育所、そして利用定員は2人と聞いております。

あと具体的に、その利用対象と、それから、対象となる病気、これらにつきまして、課長のほうから答弁いただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 議員おっしゃいました病後保育につきまして、今度、運営を実施をさせていただこうと思っております内容でございますけれども、利用定員が2名ということで、場所は下外城田保育所を実施する場所とさせていただいております。また協力医のドクターの判断によりまして、利用していただくということになりますけれども、利用の対象となりますのは、玉城町にお住まいの1歳から、就学前の児童、そして、今、田丸保育所はじめ4所を利用いただいております児童の方、病気の回復期にある方ということで、感染リスクの少ない児童を対象とさせていただく予定をしております。

対象となります病気ですけれども、一般の感冒をはじめとした、いわゆる風邪をはじめとして、水疱瘡や麻疹・風疹といったもの、またインフルエンザの病後のものであったりということになりますけれども、もろもろのものがございまして、この辺りは伊勢市の病児保育エンジェル事業と同じということにはなりますが、先ほど申し上げましたように、病気の急性期でない、いわゆる感染リスクの少ない方ということで、協力医が判断をした上で、お預かりをするということになります。

1日あたりの利用料金につきましても、保育所を利用してみえる児童ということで、無料をご利用をいただこうと、そういう形で運用を始めたいと考えております。ただ、現在のところまだ体制整備のほうを整い次第ということで、お願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 保育児童については、保育料との兼ね合いがありますから、無料ということで理解をいたしますけれども、利用対象者としては、1歳から小学校6年生と定めておられると思います。その場合、小学生の場合はどういった対応になるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 現在、下外城田保育所ということで、保育所に通所されてみえる児童を対象といたしておりまして、小学校へ通学してみえる、いわゆる6年生までの児童につきましては、従来のエンジェルをお使いをいただきたいということでの選択肢を利用拡大を図らせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） そうすると、小学生については伊勢のエンジェルのほうを利用いただくということですか。基本的に玉城町でやる場合には、町内の保育所に通ってみると子どもを対象という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただきました小学生につきましても、そうすけれども、場所は下外城田保育所の、その辺りも現段階では、スタートを切る時点では、そ

ういう形で運用をさせていただいて、今後運用する中で、さらに拡大を考えて実施をさせていただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 利用定員も最大2人ということですが、以前、中村課長の時も、質問した時に、年々利用者が少ないという報告をいただきました。これは私の見解ですが、やっぱり場所が伊勢市ということで、利用者が少ないと私は理解しています。町内に早くつくってほしいというのは、やはり町内であれば、もっと利用が増えるということは間違いないと思います。例えば美和ロックにお勤めの方、あるいはパナソニック、京セラにお勤めの方、それがいったん子どもを送って行って、また会社というところ、この朝の通勤のラッシュの時に、非常に混雑がして、利用がしにくいという声も、直接聞いたことがございます。

これが町内であれば、下外城田保育所なら、さほど距離時間が、伊勢の神田小児科さんに行くよりは、うんと早く時間短縮ができますし、いわゆる会社に遅れずに、そのまま行けるというような状況が生まれてくるかと思えます。

だから、そういったことを考えれば、利用者はもっと増えてくると思えます。そういった場合に、2人ということで、スペース的な、図面もいただいていますので、スペース的にも一気にそんなら4人、5人でもええんやないかということをお願いするのは、2人というのは、実際運用していく中で、希望者が増えてきた場合には、若干は1名乃至は2名ぐらいは増やしていくという考えは、あるかないか、確認させていただきます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 定員は今、2名ということでスタートをさせていただきましても、状況に応じて、利用状況が先ほど町長が申しあげましたように、エンジェルの場合ですと、20名程度ということにもなっております。それこそこの地域で、この地域の方々が、ご利用いただけるとなると、その利用状況がどのように推移するかということも、将来的には見た上で、そのあたりは対応させていきたいと。さらにその体制として整えるだけのスタッフ、保育士・看護師の要件もございまして、その辺りを勘案しながら対応させていただきたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） それは実際やってみて、どれだけの人数があるかということで、変わってくるかと思えますけれども、できるだけお断りすることのないように、利用者がたくさん増えることを願って、またこの事業、新規事業でございますので、体制が整って、何時から実施ということにつきましては、広く周知を図っていただきたいと思います、お願いしておきます。

最後にですけれども、1つ付けました病中保育事業のことです。このことは通告書の中で書いてございますけれども、この事案は先日、マスコミといいますか、テレビで報道されていた件なんですけれども、千葉県船橋市で、保育中に児童が急に高熱を発症したり、他の病気が疑われる症状の場合、保護者に連絡しても勤務中に迎えに行くことができないケースの対応として、保育所がタクシーで、医療機関で受診させ、夕方に保護者が引き取りにくるまで、責任を持って、保育所が責任をもって保護すると。

そして、そのかかりました診察の場合は、医療保険ですから、別に個人のものになりま

すけれども、タクシーの往復料金は、市側の全額負担で行うというもので、これは全国的にも珍しいということです。玉城町においても、そういうケースがあるかと思います。そういった場合に、玉城町で導入できるんじゃないかなという理解をするわけですので、また具体的な状況ではございませんけれども、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今、他の自治体の例もお聞きをいたしたわけでありまして。こういうことは、当然のことながら、子どもたちの緊急の対応ということもありますから、それぞれの現場の教員、保育士が対応しておるといふ実態もあるわけでありましてけれども、努めてこれの負担は、町で対応しても、特段結構かなと思っておる次第でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 町長、日頃から、安心して産み育てられるまちづくりということで、表明をされておりますので、やはり保護者にとりましては、経済的な負担を少しでも軽減できるということは、ありがたいことだと感じておられると思います。

ですから、積極的にこういった制度も取り入れていただいて、真に安全・安心に暮らせる子育てに集中ができるまちづくりに、一層取り組みを励んでいただきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、10番 坪井 信義君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

7番 井上 容子君の質問を許します。

7番 井上 容子君。

《7番 井上 容子 議員》

○7番（井上 容子） 7番 井上。議長の許可をいただきましたので、通告書に従って、一般質問させていただきます。

今回の質問は、3つ。1つ目に災害対策について、2つ目に職員の数と質について、3つ目に、生涯学習の担い手についてでございます。

それでは、1つ目の災害対策について、5つの項目に分けてお尋ねします。午前中の質問にありましたが、昨年3月、玉城町の地域防災計画が公表されました。インターネットの玉城のページから誰でも見ることができます。防災計画が出された次の月に、熊本地震が起り、6月には北議員が、この防災計画の修正について、質問をしておられました。10月には鳥取地震が起り、防災計画もさらに修正が必要かと思っております。

この玉城町地域防災計画の見直しは進めておられますでしょうか。また、修正の町民への周知はどのような方法で考えておられるか、お答えください。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 井上議員から災害対策についてのご質問をいただきました。質問にもありましたように、昨年4月の熊本地震に続いて以降、地域防災計画を見直さなければ

ばならない点としましては、震度7の地震が2回起きている点、物資の受入搬送等についての問題点も提起されたということでございました。

そういったことの反省から防災計画を見直し、反映させていく必要があると考えておるわけでありまして、また、計画については、随時更新を行っていく必要等もあるわけでありまして、防災にかかる最新情報のほか、町民の皆さん方の意見も聞き取り、玉城町としての防災計画に盛り込む必要のある情報があれば、積極的に見直しの対象していかねばならんと考えておるわけでありまして。

住民への周知にあたりましては、計画の策定段階においても、住民の意見を聞きとる機会を設けることも視野に入れ、見直しを行い、完成時には町のホームページ等を通じて周知を図っていくという考え方を持っております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 現在、町民の皆さんが防災計画を閲覧できるのは、インターネットに限られていますけれども、インターネット環境のない方のために、せめて昨年つくられた冊子だけでも、図書館などで閲覧できるようにお願いいたします。また、インターネットの閲覧も、何百ページとあるpdfデータになっております。改正の際に、項目別に小分けして、公表していただいたり、情報を検索しやすいように、工夫していただければと思います。

次に、2つ目の項目、町の建物について、防災の観点から、建て直しや設備の充実など、町長の構想をお伺いします。昔はなかった災害時の設備として、マンホールトイレ用のマンホールや、蓋を開けるだけで下水管に直接用をたすことのできる、マンホールの蓋など、新しく考えられてきたものは、施設の修理や増改築のタイミングでの設置が有効的かと思えます。

トイレに限らず、現在町にはどのような災害用設備があるのか、また、今後の計画を避難所に指定されている施設と、そうでない施設の両方で伺います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） マンホールトイレのご質問いただいております。町内の下水道につきましては、ほぼ完了しつつあるような状況でございます。下水道の直轄型の一部につきましても、今現在、進めておるところでございます。

また指定避難所以外での施設でのマンホールトイレの内容ということでございまして、施設でのということですが、施設内につきましては、小口径の柵しかないということの中で、今後、整備を図っていく上では検討していきたいというのが考え方でございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 昨日の予算の中に、公衆無線LANの設備も予定されていたようですが、そちらも災害対策と考えてよろしいでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） おっしゃるように、今回、町の指定避難所6箇所について、避難された方もご利用いただけるような格好でのWi-Fiの環境というのを整備していきたいと考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 自治体のWi-Fi導入は、防災や行政事務の効率化、あと観光の3つを組み合わせることで、いろいろ町への利点が期待できるかと思えます。防

災だけでなく、いろいろな点で活用できる施設を、是非お願いしたいと思います。

建物の災害対策について、続いて田丸保育所のことを伺います。城山の直ぐ横に、田丸保育所の庭があります。コンクリートで補強はされていますけれども、地震の時に崩れてこないかという心配の声を、よく耳にします。この先、移転の検討はされているのでしょうか。移転の予定がないのでしたら、田丸保育所の定員を少なくして、他に新しく保育所をつくったり、他の保育所と人数を分担するなど方法もあるかと思えます。

被害を少なくするような措置をとられない理由を伺います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 田丸保育所の法面でございますが、北側にある法面でございますけれども、以前にあの下に、町営住宅がございました。その時に被災しまして、その下に住宅について、被害が及んで移転をした経緯もございます。その後、この法面につきましては、コンクリートで補強されておりまして、現在としては安全と考えてございます。

また、万が一その法面が崩れたといたしましても、建物までに距離がございますので、建物にまで被害が及ばないという考え方でございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） もし大震災が起こった場合の避難する際の混乱を少なくするためにも、未満児保育は他の保育所に移すとか、小学校に進学する際の友だちづくりに関係するものでしたら、田丸小学校以外の小学校に近い地区でしたら、学校を変えるなども方法の一つかと思えますので、是非ご検討ください。

3つ目の項目に移ります。災害対策本部と避難所の扱いについて、5点伺います。

熊本の地震では、耐震改修も済んだ役場が、災害対策本部として利用できなかったと聞きます。このことも昨年、北議員が質問されておられました。地震に限らず飛行機の落下や火事など、他の理由で使えなくなる場合もあるかと思えます。役場が本部として使えない場合の対策を、改めて伺います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） この役場につきましては、平成25年に耐震補強ということで、工事を着手してございます。その後の熊本の地震等がございまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、震度7を起こるようなものが2回行っておるということでございます。そうした場合に、この庁舎がもつかどうかという検討は、今現在していないところでありますけれども、想定の中では使えるということの想定の中で、平成27年につきましては、太陽光発電、蓄電池等の設備をさせていただきました。

また、防災計画の中で、この役場庁舎が使えなくなった場合の、第2の災害対策本部の拠点といたしまして、保健福祉会館のほうの整備をさせていただいてございます。こちらにつきましても、自家発電機とあと太陽光発電機、もしくは蓄電池等の設備を備えてございますので、万が一役場庁舎が被災して使えないという場合につきましても、保健福祉会館のほうで災害対策本部を立ち上げるということになってございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 熊本の益城町役場も電気が使えなくなって、避難所としていた町の保健福祉センターの一角に、災害対策本部を移動させたそうです。

しかし、避難されている方と、災害本部でトラブルが多くあったという経験から、避難所と災害対策本部は離れていることが大切だと考え方に変わってきているようでござい

す。マニュアルの再検討をお願いいたします。

次に避難所への誘導について伺います。玉城町の住民でない通勤者や観光客、また引越したばかりで、避難所にどうやって向かえばよいかわからない人への、道案内がないように思います。電柱案内など対策は考えておられるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今現在、指定避難所につきましては、避難所の敷地内に看板等を設置してございます。また、避難所周辺の電柱、電信柱なんですけども、こちらのほうに民間の事業者の方のご協力をいただきまして、ご厚志をいただいた中で、看板に案内の設置がされておる場所が何箇所かございます。残念ながら下外城田地区の避難所近くにはないんですけど、庁舎のはたの地区につきましては、電信柱、電柱のほうに看板が設置されておる状況でございます。

また観光地でありますと、鳥羽市であるとか、伊勢市さんにつきましては、当然入り込みの観光客の方が多くみえるということの中で、こういう看板の設置には、かなり進んでおると認識してございますけども、玉城町も今後検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 被災者は玉城の地理がわかる人だけとは限りません。列車の乗客は最寄りの駅で降ろされることになろうかと思えます。特に駅周辺や高速道路の近辺など、表示をお願いしたいと思います。

次に防災備品について伺います。避難所に指定されている施設も、被災することが考えられます。外城田川沿いにも、防災備品庫があったかと思えます。水に浸かったり建物の下敷きになっても、常備されている防災備品を、直ぐに移動できる措置はとられているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 先ほどの点に1点付け加えさせていただきたい点がございます。よろしゅうございますか。

避難所の案内看板でございますけども、JR等々に乗られた方で、土地勘の少ない方につきましては、できましたら町民の方が、地域のつながりの中で、ご案内いただく、そういう町民の方を増やしていただきたいと思っております。

それから、本題のほうでございますけども、町内6箇所になる地震避難所につきましては、建物の近くに、建物の中に備蓄をするのではなく、建物の近くのところに、それぞれの別のコンテナ型の倉庫を置いてございます。ですので、ご心配いただいておりますところの、福祉会館辺りも浸水エリアということで、大きく見るとなっておりますかと思うんですけども、勝田池が破堤した場合の浸水エリアになっておるかと思うんですけども、よく見ていただくと、保健福祉会館の回りの水田よりも高さが上がっておりますので、浸水するエリアではないというご認識をいただきたいと思えます。

それですので、置いてあります倉庫につきましては、いつでも取り出しやすい状況になっておること、ご認識いただければと思います。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） では、次に避難所として指定されている学校について伺います。

学校の校舎は住民が避難所として、使っても問題ないかどうかを、教員が確認してから

利用するというマニュアルになっているという、三重県内の自治体がありました。玉城でも同じでしょうか。各学校に確認にきていただける教員がいない場合の対応など、教員と町の調整はできているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今現在、指定している避難場所としております各小学校につきましては、通常につきましては、学校の教員の方がおみえになるので、それで安全の確認をしていただいでのに、使用していただくという格好になってございます。また、教員のみえない時、夜間とか、その時につきましては、役場のほうで鍵を預かってございます。それで災害対策本部を立ち上げた後、職員のほうで、現状の確認をした後に開設をさせていただくと、このような状況になってございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 余談になりますけれども、中学校は避難所でないことをご存知ない方も多くいらっしゃると思いますので、再度各地区の避難所の周知をお願いします。

それでは、避難所のペット対策について伺います。昨年、獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結されましたが、救護活動をお願いする場所や、ペット同伴の人の避難所は、具体的に決まっているのでしょうか。

また災害時のマナーが飼い主に周知されていなければ、衛生的に問題が起こります。住医師会では、地域の状況に応じたマニュアルづくりを推奨されていますが、玉城のペット対策マニュアルは、現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） ペットのマニュアルとしては定めたものはない格好でございます。28年3月に制定させていただいた防災計画の中には、ペット対策といたしましては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした動向避難に配慮するというところでございます。それぞれ各避難所において、それぞれの対応になってこようかと思えます。また、ペットを飼われている方が入っていただく部屋とか、そういうのを確保できる施設であれば、そういう扱いもさせていただけるかと思えますし、ペットのエリアというんですか、その辺りを設けるところがあれば、そういうものを設けるといって格好になるかと思えます。

また、ペット等の部分につきましては、獣医師会等の協力というの協力というのですか、ボランティアの協力も得た中で、ペット対策というのは住民体制の中で、順次していただければ考えていきたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 玉城では散歩の時に、おしっこをさせる人が、ほとんどだと思えますのですが、犬でも人間と同じで、立ちションはマナー違反です。散歩の時に排尿、排便をしながら育った犬は、避難所生活で散歩ができないと鳴くなどの問題行動を起こすと言われてます。ケージなどの狭い空間でも怖がらない訓練も必要です。飼い始めからのしつけが避難所での扱いを左右させますので、是非その辺りの啓蒙活動もお願いします。

それともう1つ犬猫に限らず、災害時に鳥や爬虫類など、可哀相だからといって、外に逃がす飼い主が多いそうです。生態系に影響を与えますので、外に逃がさないことはもちろん、家屋の倒壊で逃げ出したりしない、飼い主さんの災害対策の啓蒙をお願いいたします。

それでは、4つ目の項目に移ります。災害時の上下水道について、2点伺います。まず昨年9月の一般質問で、水源地の水害対策について、お尋ねしました。あの時は百年に一度程度の規模の大雨による災害シミュレーションで、水源地は水に浸からないとのお返事をいただきました。

しかし、その後、千年に1回規模の大雨で、宮川が氾濫した場合の災害シミュレーションが公表され、災害時のマニュアル見直しや、災害訓練が必要なのではないかと考えます。現在の状況をお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西豊君。

○上下水道課長（中西 豊） まず水源地を含む上水道施設の災害時対応については、玉城町の地域防災計画を基本として、町の災害対策本部の組織図においては、応急社会基盤部の中の上水道班という位置づけになっております。町の災害対策本部の一員としての動きとなることから、ここ数年では単独の訓練は行っていないという状況です。

また、平成28年9月3日に、町全体で実施した机上訓練では、問題点の洗い出しを行い、その結果、まず水源地の安全確認を行うとともに、優先して職員を常駐させるという結論となりまして、その他の施設については、公共土木施設とあわせて、応急復旧班でやれる建設課とともに情報把握を行ってことになっております。

今般、水道法の改正を受けて、三重河川国道事務所が公表した想定災害規模、いわゆる千年確立の浸水想定では、山岡の水源地において、1mから3mの浸水、また12時間以内の浸水の継続と出されております。

このシミュレーションは宮川の河口から1.6kmより上流の地点で、一定の条件で破堤させるということが前提でして、水源地から見たイメージとしては、水位が徐々に高くなっていくかと思えます。宮川を平面線型でみた場合、昼田の辺りでカーブをしておりますので、一般的な状況から見ると、その辺りが破堤の前提なのではないかと思えます。これは私の感想です。

先ほども言いましたように、上下水道班も災害対策本部の一員であることから、地域防災計画との連動が必要となるために、見直しは今後の動きとしたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 次に下水について伺います。大きな地震の際は、水道が使えなければ下水も使えないことが予想されます。井戸水などを使って、トイレの水を流し続ける、下水管が壊れている場合に、汚水があふれてきて、衛生上よくないと聞きます。どの時点が使用してよいのか。まただめなのか、公表されていないように思いますが、下水道と下外城田南側の地区が利用しております、農業集落排水の両方でお教えてください。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西豊君。

○上下水道課長（中西 豊） まず下水道施設というのは、上水道のように破損で、水が吹き出すということがないことから、判断が非常に難しい施設になります。大地震の際に、施設の被害状況が甚大な場合は、玉城町地域防災計画に記載してございますけども、住民への使用制限の呼びかけを行います。

また、上水道が破損しているという場合には、通常一般的に考えると、下水道に流れ込む水がないということから、し尿は指定避難場所における、先ほど総務課長が述べました、マンホールトイレ等での処理になるかと思えます。

また、下水道が復旧した後に、玉城町の汚水を処理する流域下水道、宮川流域下水道が復旧するまでの間については、この平成 25 年に用途廃止をした玉城浄化センターを、非常時の一時対応施設として改修する計画がありまして、そこでの 1 次処理ということになるかと思えます。この改修は平成 29 年度から 30 年度を予定しております。

また、農業集落排水については、対象人口が少ないということから、まずもって先ほど井上議員が述べたように、周辺環境に影響がない限りは、施設の状況を見極めた上での継続使用か、もしくは先ほど述べた指定避難所での対応ということになると考えております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） そうしますと、井戸水があっても、大震災の時は、なるべく排水は少なくする工夫が必要だということですね。畑のある家でしたら、難しいと言われているトイレ用の穴を掘る練習や、井戸のあるお宅でしたら、お風呂を使った場合の排水について、各家庭でマニュアル化していただくのがよいかと思えます。

それでは、5 項目に移ります。防災とオリジナルグッズについて、2 点伺います。まず玉城の PR を兼ねた防災用品の製造委託や販売についてです。三重北農業協同組合では、三重県産コシヒカリを 100% 利用した、非常用のご飯を販売されています。水に浸かってもアルミ缶の容器が浮くので、水害にも強く、火がなくしても、水を注げば食べられるという優れたものです。

また、津市の就労継続支援 B 型事業所のクローバーハウスさんでは、障がいをお持ちの方が、三重県産の小麦を使った缶詰パンを製造・販売されています。こちらですね。どちらも贈答品として販売されていたり、産直施設でも販売されていました。米や麦に限らず、玉城町産のもので、防災用品の製造や販売、さらにそれを備蓄につなげる予定はございますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねの件でございますが、先ほども議員仰せのとおり、三重県産コシヒカリ 100% の非常時持ち出し米ということで、JA 三重北のほうで、平成 28 年 4 月から販売されているようでございます。いろいろ JA さんに聞かせていただきましたところ、これを製造したきっかけは、まずは 6 次産業化の推進ということと、それから米の消費拡大ということで、そういったことも含めて、考案されたと聞いております。

玉城町といたしましても、6 次産業化、それから米の消費拡大につきまして、産業振興課の政策で、実施はさせていただいておるのですが、今のところ防災用品として、活用するという予定は、今のところございません。

ただ費用対効果とか、そういったものを十分検討した上で、玉城町の PR につながるということでございましたら、また今後それを検討した上で、判断をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 玉城の農家さんや授産施設の方が、防災用品など商品化されましたら、備蓄品の入れ替えの際は、地元のもので購入検討をお願いします。

それでは防災について、最後となります。防災グッズの斡旋販売や、出生届けを出した家庭に、赤ちゃんよう防災グッズを提供する自治体がありました。玉城でも何かございませうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 出生届けということでございますので、本来、生活福祉課の関係もするんですが、防災グッズということのお尋ねでございますので、私のほうで答えさせていただきたいと思えます。

現在、防災グッズの斡旋というのはさせていただいておりませんが、出生届けの際には予防接種等の案内と合わせまして、防災上の安全対策などを印したパンフレットを、お渡しさせていただいておるといってございまして。防災グッズの考え方には、自助の面から最低限、3日間程度の備えが必要と呼びかけをさせていただいておりますが、その中には大人と違ひまして、オムツ・離乳食・哺乳瓶などが必要となってくると思えます。

それから、もう1つの観点でございますが、やはり長期保存ができるものということになります。出生後のお子さんの成長は著しく早いということもございまして、なかなか十分な対応ができないのではないかと考えております。できましたら、こういうことにつきましても、日頃のご自身の備えの中でお願いをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 防災グッズにもいろいろあるかと思えますけれども、水をバケツ代わりに包める風呂敷に、玉城の地図をプリントして販売したら、非常時にいろいろ使えていいかなと思ったりしたのですけれども、町民の皆さんの行動力に期待いたしまして、次の質問に移ります。

職員の数と質について、4つの項目にわけて質問します。以前、ほかの議員が同じような質問をされた時の答弁と重複する部分は結構です。改善されたところや追加の部分で説明をお願いします。

まず大災害時に公務として対応する職員について、3点伺います。職員数は大災害時に対応できる人数でしょうか。根拠も含めて説明をお願いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 大災害時ということでございまして、防災計画では南海トラフの地震が発生した場合には、当町においても相当の被害が出るということが想定されてございます。

過去最大クラスでいきますと、震度6強が玉城にあるということで、建物被害につきましては、全壊・損失あわせて400棟と、これは県の想定でございまして、ございまして。その中で震度6強の地震が発生した場合につきましては、町といたしましては、災害対策本部を設置するわけでございまして、それにつきましては、職員につきましては、命令書を待たずに自ら参集してくるということになっております。

ただ職員も当然被災地の中におられるわけですので、必ずしも参集できるかどうかというのは不明なところもございまして、です。そういう部分も含めた中で、十分に対応できる人数が確保できておるといことは難しいのではないかと考えてございまして。

また、防災計画の中では、そういう公助の部分の前に、自助、共助のほうを促す体制を、町の責務として行っていくとしてございまして。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） では、職員一人ひとりがどのような動きをするのか、担当を把握されているのでしょうか。

また、ご家族をおいて公務つかれなければならないわけですので、ご家族に説明はなされているのか伺います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 職員がどういう行動をとるかということでございますが、これにつきましては、昨年も図上訓練を行いまして、マニュアルが機能するのかどうか。また、実際に発災した時を想定した中での連絡がつけれるのか、つけれないのかと、いろいろなことをやった中で、今、順次見直しをかけながらやっておるところでございます。一応の行動の計画というのは、マニュアルにあるわけでございますけども、それが機能しない場合の問題点、どうするのかという部分も含めて、この部分につきましては、徐々に職員のレベルをあげていく必要があるのかなとは考えてございます。

また家族への説明ということでございます。これにつきましては、町からも各家庭にお願いしとる部分もございまして、まず自分の家族の安全を守っていただくということが必要かと思えます。発災した場合には、自分の家族がどこに避難するのか、どういう行動をとるのかということは、日頃から家族の中で話し合っておくべきだと思いますので、職員についてはその旨、家族での話し合いが必要なものだと考えてございます。

実際のところにつきましては、職員に委ねておりますので、どのような状況になっておるかというのは把握してございませんけども、防災のリーダーとなるべき職員でありますので、家族で話はしていただいております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 先ほどおっしゃられましたように、大地震では職員が無事でない可能性も高いですね。ほかからの応援が到着するまで、退職した職員、OB職員さんの応援がかなり助かったと聞きます。行政経験者への応援要請はできているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今現在のところ、退職した職員への応援要請というのは行ってございません。ただ、各地域における自助、共助という部分につきましては、それぞれの地域で町の職員、OBのほうがリーダー的な存在になっていただけるものだと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 次の項目に移ります。他の自治体に比べて、担当する仕事に対する職員の人数が少ないように思います。このことで、3点質問します。

専門知識をもった事務職員、例えば教育の知識を持った人が、教育関係に配属されるのか、土木の知識のある人が関係のある部署に配属されるのかという配慮はあるのでしょうか。ない場合は、臨時職員や業務補助に、業務経験者を置いたり、長期間、同じ部署に配属をして、その部署のベテランになってもらうなどの配慮はあるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） おっしゃるような、昨今、専門性というのが求められておるところでございます。専門的な知識を持っている職員、その辺りにつきましては、人事配置の中での考慮はさせていただいております。

また、知識とか不足する部分につきましては、業者のほうに委託をするであるとか、あるいは今おっしゃられました任期付き職員の制度というのが設けてございますので、そのあたり、あとは嘱託であるとか、業務補助員等で補うような格好で対応させていただいて

おります。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 次に外部での職員研修はどの程度受講できているのか、お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 27年度で述べさせていただきますけども、平成27年度の実績で申し上げますと、延べ572名が研修に参加させていただいてございます。これは概数ではあるんですけども、1人あたり4件程度の研修は受けておると、単純な割算でいきますと、そのような格好になってございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） それぞれの職場に経験豊富な職員と、これから育つ若手職員が、それなりの人数必要かと思えます。中堅世代の人数にバラツキがあるように思いますが、定年や家庭の事情、健康上の理由など退職者の数を見込んで、採用されておいででしょうか。

また、職場環境や健康上の理由で、辞めなくてもいいような予防対策はとられているのでしょうか。役場、保育所、病院、それぞれで答弁願います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 町のほうにつきましては、町の職員全体の定員管理計画というのを定めた格好でございます。この中には保育所、病院を含めた格好での定員管理計画になってございまして、当然、今おっしゃいましたように、退職される人員等も見込んでございますし、年度途中というのですか、定年を迎えずに退職される方の数の想定もされた中での計画というのを立てさせていただいておるところでございます。

また、不足する部分、先にも述べましたように、不足する部分につきましては、業務委託や臨時職員で補っておる状況ではございますけども、また、職場内でのOJTというのですか、能力をあげるための研修等も参加した中で、今、職員の育成を図っておるところでございます。

また、職員の職場環境ということの中で、昨今いわれておりますワークライフバランスの研修あたりにつきましても、昨年度もさせていただいておりますし、メンタルヘルスの研修もさせていただいております。

また、昨年からストレスチェックにつきまして、法定化を義務化されましたので、そちらについてもストレスチェックを実施し、快適な職場環境に向けての努力はさせていただいております。

また、保育所、病院につきましては、大きな差異はないと思えますけれども、ただ、保育所の保育士であるとか、病院の看護師であるとか、専門職につきましては、若干不足しておる状況というのがあるのではないかと見込んでございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） どんな職場でも人間関係とお給料で、頑張る気合も違ってくるかと思えます。優秀な職員を採用するのも大切ですが、玉城町色の優秀な職員を育てることも必要です。

昨年質問させていただいた時には、玉城町職員の就学部分給料に関する条例についても、お話いただきました。辞めてしまう人、再び学ぶ人があるということを見越して、余裕を

持った採用と働きたくなる、いろんな意味での環境づくりをお願いいたします。

3項目の保育所について、2点伺います。

病後児保育に携わる職員を、ハローワークで募集されていますけれども、経験不問で募集しているのは、なぜでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねいただきました病児保育に関わる職員の件でございますけれども、これと合わせまして、現在、広報たまきの3月号でも業務補助員を募集させていただいております。合わせて同時に、先ほど来、申し上げております病後保育にかかります看護師を、ハローワークでも募集をさせていただいております。特に必要な免許資格を掲載はしておりますけれども、中には最近、年齢等を記載をしないということもございまして、特に意図したものではございませんので、また広く募集をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 広くということで、できましたら病後児保育ですので、経験のある方を採用していただけるとありがたいんですけども、看護師の確保が難しいということではございませんか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど総務課長が申しましたように、保育士また病院の看護師も含めまして、なかなか職種によりましては、そういう傾向もございまして、まだまだ募集を続けさせていただいて、体制を整えていきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） ただ応募する側の立場になりますと、どうせフルタイムで働くなら、お給料の良いところに行かれるでしょうし、子どもが帰宅するまでの時間帯だけ、または介護に支障がない時間帯だけ働きたい方のおられるかと思っております。玉城の住民でない方なら、自分の子どもを預けられるなら、働きたい方もおられるのではないのでしょうか。

働きたいニーズにあった募集のかけ方もあるかと思っておりますので、本当に病児保育を成功させたいとお思いでしたら、職員の採用の仕方も再度検討いただきたいと思っております。

次にまいります。保育士の給料が仕事に対して安いのではないかという報道に対して、昨年的一般質問では、賃金格差はなく給料がアップすることはないと、お答えいただきました。

非常勤の中から、任期付きという正職に近い扱いを受けられる制度で対応するとのことでしたが、やってみていかがでしたでしょうか。保育士の待遇改善全般について、具体的にお答えください。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 待遇改善に関します、ご質問をいただいておりますけれども、先ほどおっしゃいましたように、業務補助員ないしは任期付き職員ということで、そういったところでの正規職員又は正規職員以外の職員との是正緩和を図らせていただいたところでして、今のところ業務補助員、任期付きの職員も1名、現在のところ採用ということで、先ほど申し上げたような正規の職員との是正を図らせていただいた。そのようなところで、待遇改善も実際に行ってきたおるとい状況です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番(井上 容子) それでは、4項目の玉城病院について、2点伺います。玉城病院の存続について、いろいろ言われる方もありますが、今までの整備投資もありますし、個人病院、個人医院の後継者不足もあります。20年、30年先のことを考えますと、継続ではなく発展する方向で対策いただきたいと思います。

まず研修医の受け入れなど、これから先の医師確保についての対策を伺います。

○議長(中瀬 信之) 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長(田村 優) ただいま医師の確保につきまして、ご質問いただきました。まず研修医の受け入れでございますけれども、研修医につきましては、臨床研修を開始する研修医を募集するにつきましては、臨床研修病院でありますとか、大学病院が主な受入先となっております、玉城病院のような地域連携後方支援病院では、指導医もおりませんし、受け入れることは現在のところできておりません。

しかしながら、医師の確保につきましては、非常に重大な問題でございますので、今後とも寄附金口座を参加させていただいております三重大学の医学部に、要請をしながら関係の強化を図りたいと思います。また、地域連携のほうでも、連携いたしております日赤さんともまた協議のほうをさせていただきまして、医師の派遣等につきまして、引き続き依頼のほうをさせていただきたいと思います。

医師につきましては、県の健康福祉部医療対策局の医師・看護師確保対策班というのがございまして、そこにも協議を諮っていることでございますので、今後とも努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(中瀬 信之) 井上容子君。

○7番(井上 容子) 看護師の確保に向けての対策を伺います。

○議長(中瀬 信之) 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長(田村 優) 看護師の確保につきましてでございますけれども、現在、玉城病院の看護師の確保の方法といたしましては、まず初めに職員による紹介、あと県立の看護大学への地域推薦の実施でございます。あと地域の看護協会、または看護学校への求人をさせていただいております。あとハローワークへの求人、あと町広報ならびに新聞の折り込み等への求人公告を入れさせていただいております。

また、最終どうしても仕方ない時につきましては、民間の看護師紹介会社に紹介も、利用しておりますけれども、これにつきましては、費用がかかりますので、なるべくしたくないということで、させていただいております。以上でございます。

また、ベテランの中高年の採用とか、ライフワークに合わせました多様な勤務形態を使うことによりまして、眠っております看護師さんを掘り起こして、採用したいということで、今のところその方向でさせていただいております。

○議長(中瀬 信之) 井上容子君。

○7番(井上 容子) 先ほどの病後児保育の看護師とは、また別の問題がおありでしょうか、共通のことながらもあろうかと思えます。看護師の質の問題も言われておりますし、経験のある職員が働きやすい職場づくりもお願いいたします。

それでは、3つ目の生涯学習の担い手について、2つの項目に分けて伺います。1つ目の項目を伺います。町主催の生涯学習が多く、町民が担い手となる活動が少ないように思います。長年、町主催で取り組んできた事業は、町民が主になって開催するなど、見直し

の時期にきているのではないのでしょうか。教育長のお考えを伺います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 生涯学習の基本といたしまして、いつでも、どこでも、誰でも、継続できる学習活動で、個人が自由にテーマを選び、自分にあった手段、方法で学習を学べるということを基本に、玉城町におきましては、生涯学習講座、玉城文化スポーツクラブ、文化協会という世代を超えた活動展開を推進いたしておるところでございます。

こういう中で住民のニーズに合わせました活動、そして、町民主体で物事を進めておる現状でございます。既に29年度の生涯学習の講座等につきましては、3月号の広報のほうで、現在15講座ということで、展開をしようと進めておるところでございます。

ご質問の町民中心で開催するというところでございますが、これに関しましても、この生涯学習講座を卒業されるという段階で、組織をつくっていただき、また活動すると。これが文化協会というものを基本にいたしております。現在、玉城町の文化協会37団体、482名の方々が参加をいただいております。

これで昨年度新しく講座を卒業された方々が、文化協会に加盟されたのが、8団体ございます。そして、新規に28年度に団体がつくられた団体としては、5団体ということになってございます。

そしてまた自主的なもっと活動ということで、公民館の利用状況をみますと、文化協会には加入せず9団体ほどの方々が、自主活動として実施をされておるということもありません。見直しの時期ということでございますが、講座を卒業された方が、自主的にということの基本にしておりますので、常にそういう形で取り組んでおるとご理解賜りたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 生涯学習について、以前、質問させていただいた時に、講演会や演奏会など多く開催していると、お答えいただきました。

確かに玉城町内外からたくさん聞きにみえたり、町民の皆さんは同じ方が多くおいでのように思います。これからの担い手である学生や働く世代の参加は少ないように思いますが、若い世代に向けて、何か考えておられるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、講演会、演奏会の町外の方が多くということでございますが、これも演奏会の内容によって、さまざまではないかと考えております。しかし、基本的には、整理券等の発行につきましては、町内での発効という教育委員会もしくは役場、保健福祉会館ということをしておりますので、基本的には町民の方々を中心にしたと考えております。

そしてまた次世代の担う担い手ということでございますが、これにつきましても、TMMという形で、玉城ミュージック・モンスター・フェスティバル、これも実行委員会形式でございますが、昨年であれば11月に、ええやんか祭りの実行委員会とあわせて開催をし、若者たち、次の担い手たちも積極的にいろいろな部分に参加をしてもらっておるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 先ほど町内の方に向けて、演奏会ということでしたけども、私は町内外、両方来ていただくほうが、よろしいのではないかと考えております。これから、生

涯学習は健康づくりの面でも、重要な位置にあるかと思えます。これからも生涯学習が盛んになるように、ご協力をぜひお願いいたします。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、7番 井上 容子君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩とします。

(午後1時55分 休憩)

(午後2時05分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

5番 前川 さおり君の質問を許します。

5番 前川 さおり君。

《5番 前川 さおり 議員》

○5番（前川 さおり） 5番 前川。議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1点目は、ネーミングライツ、いわゆる命名権の導入について、2点目は郵便局のみまもりサービスとの連携についてでございます。

まず1点目のネーミングライツ、命名権の導入についてでございますが、端的に申し上げますと、ネーミングライツとは一般には公共施設などに、企業名や商品のブランド名などを冠した愛称をつける権利で、この権利を売却することによって、資金を得ることを言います。景気停滞など新たな収入確保が課題となっている昨今、税金をあげることに苦勞する中で、現在、注目され多くの自治体で行われているのが、このネーミングライツとなっております。

公共施設では2003年に、味の素が東京調布市の東京スタジアムの名称を購入したのが最初で、その後、スポーツ施設や文化施設を中心に、公共施設において導入されております。身近なところでは、シンフォニアテクノロジー株式会社が、伊勢市観光文化会館のネーミングライツの権利を取得し、4月1日より10年間、シンフォニアテクノロジー響きホール伊勢になるとのことは、ご記憶に新しいかと存じます。

そのネーミングライツを県が財政難を解消するための収入確保策の一環として、対象施設を拡大すると先般、新聞にて報道がございました。従来は集客施設を対象としておりましたが、2017年度からは都市公園と歩道橋101箇所にも対象を広げるとのことです。町としても、ネーミングライツ導入を考えるタイミングではないかと思いますが、そこで1つ目の質問です。

平成24年第2回定例会において、ネーミングライツ導入についての質問がされておりますが、今現在、導入には至っておりません。その理由があれば伺えますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 前川議員からまずはネーミングライツについてのご質問をいただきました。質問の中にもございましたように、現在、三重県内、市町で、町はないと思っておりますが、桑名市、松阪市、伊賀市、名張市、鈴鹿市、伊勢市、そして三重県が導入しているという状況は承知をしております。今もご紹介をいただきましたように、県それぞれ市は陸上競技場や野球場、あるいはスポーツ施設、文化会館や武道館といった文化施設、

さらにコンサート会場や観客席のある、いずれも集客が見込める施設を対象としておるということでございます。

以前にもご質問いただいて、お答えをしておりますけれども、まずは玉城ブランドの情報発信ということも重要だと考えておまして、それぞれ取り組みをしておるところでございますけれども、同時にそのブランド力強化のアピールしていくこと、そして、今、ご紹介もいただきましたけれども、財源確保の上で、有効な手段だと認識をしております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） ネーミングライツを導入することで、玉城ブランドの情報発信がおろそかになるというわけでもないと思っておりますので、どうか財源確保のためにも、あくまでも平行して行っていただければと思っております。

そこで、最近ではこのネーミングライツも、希望者側が対象施設や期間などを提案できる、提案型ネーミングライツという形も広がりを見せております。この形が今後主流になっていくのではないかとされておりますが、この提案型ネーミングライツも含め、町として今後、ネーミングライツを導入されるお考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 提案型ネーミングライツでございますが、こちらにつきましても、いろいろなところでやられているところでございます。

ただ、先ほどの町長の答弁にもございました中で、市レベルでやられておるところで、なかなか町レベルで、ネーミングライツを募集したところで、応募がないのではないかとということで、今現在に至っておる状況ではございます。

ただ、今後につきましては、先ほどおっしゃっていた提案型ということですので、そういうご相談があれば、その都度、対応はさせていただきます、財源の確保を図りたいと考えてございます。

また、そうですね、同時に企業版のふるさと納税というのを、この29年度で予算措置をあげさせていただいたかと思えます。こちらについては、町内企業さんをはじめ企業に向けて、積極的に働きかけていく予定ではございますので、その際には、今回、ご提案いただいておりますネーミングライツについても、いろいろPRさせていただいてという格好でさせていただきたいと考えてございます。

また、ネーミングライツですけども、契約、愛称だけでも契約の金額だけではなく、昨今につきましては、地域貢献の活動も含めた中でやられておる。あるいは施設の維持管理も含めた中で、提案をされるというものもあるようでございますので、そのあたりについても今後検討はさせていただきたいというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 私自身は勝手ながら前向きな答弁をとらせていただいたところでございます。正直なところ確かに応募がこないということも考えられるかもしれませんが、何でもチャレンジしてみないことには、結果は得られませんので、積極的に行動していただきたいと思います。

冒頭にも申し述べさせていただきましたけれども、自主財源の確保と施設経営の長期安定化を図るためにも、早急な導入のご検討をお願い申し上げまして、2点目の質問に移ります。

日本郵政グループの日本郵便が、昨年、高齢者向け、みまもりサービスを全国展開する方針であることを発表しました。サービス内容としましては、高齢者に対し郵便局社員による定期訪問や、タブレットによるサービスの提供を通じ、家族の絆や安心、高齢者の利便性の向上、地域の活性化等につながることを施行したサービスということで、玉城町の高齢者福祉事業と連携できる事業に思います。

まだサービスを開始されているエリアを限られているようですけれども、仮にこの先、みまもりサービスが町内エリアに、事業を拡大された場合、同事業の活用や連携に意義があると、私は思っておりますが、検討される意思があるかどうかお伺いしたいです。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 今、ご質問いただきました日本郵政グループの仕組みのことですけれども、このみまもりサービスといいますのは、タブレット端末、そして携帯電話の通信回線を使って、非常時に警備会社が駆けつけるといった仕組みと、理解しております。

そういった上で、玉城町の場合を見ました時に、平成22年に総務省のICTふるさと元気事業の採択を受けて、既にスマートフォンで、またそれと連動してタッチパネル、こういったシステムを使って、外出支援とか、また見守りサービスを、既に独自に運用してきたところでは。

このような実績を受けまして、現在も一部終了させていただいておりますけれども、継続して民間サービスと連動の中で、見守り携帯をお持ちいただいて、利用させていただいておりますけれども、ニーズを見てみますと、実際のところ現在3名ほどの方が、この見守り携帯をお使いになっておられるということもあります。

そのような実績のもとで考えますと、デジタルというものが、やはり先行して、こういう見守りがあるという、デジタルと融合をどこまでしていくかということになるわけですし、これまでのICTというのは、なかなか難しいというものが、これまでの玉城町の現状ではなかったかと思えます。従いまして、アナログといいますか、人と人、いわゆるフェイス トゥ フェイス（face to face）で見守りを行いつつ、そこに補完的にデジタルが関わっていくという仕組みが、今後も期待できるのではないかということで、玉城町のほうとしましても、現在のところその見守り携帯を使った、見守りというものもICTの一環として、現在使っていることとなりますので、継続してここを新たな仕組みを導入するところまでは至っていないということになります。以上です。

○議長（中瀬 信之） 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 確かにタブレットによるサービスなど、玉城町では福祉の町と、町外の方に言っただけのぐらい、福祉の分野では先駆けておりますけれども、この郵便局の見守りサービスの内容を見てみますと、もちろん地域に密着されている郵便局社員さんが、定期訪問して下さるとか、私が一番心を引かれたのは、見守り電話の際の話の内容が、季節のお話など、毎日違ったメッセージを提供するといった、サービスの内容のさまざまでございます。

連携することで、よりきめ細やかなサービスが行えるとか、互いに情報を共有することで、業務の軽減などの可能性も考えられるのではと思うのですが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど申しあげましたように、これまでの実績から、このような仕組みと申しますのは、自らが情報発信をすると、要するに自分から助けを求めるという、自らの要請型と申しますか、そういう仕組みが中心になってこようかと思えます。そういった中では、高齢者の使いづらさというものが、全面的に出てしまうわけですけども、やはり重要なことは全てをサービスに依存してしまうという、ちょっと難しい言葉ですけども、自律、これは自分を律するというので、セルフケアマネジメントということにも変えられるわけですけども、そういう力が弱くなってしまいうのが、非常に今後心配をされる点かと思われまます。

従いまして、自らがいろんな人たちとか、またいろんなグループに、重層的にそれこそ関わっていただくことが非常に大事なわけですし、これまでも質問もございました、例えば『協』とか、またサロン活動に参加をしていただくというの、1つの手かなと考えております。

またそのほかに、今、高齢者のことでご質問いただいておりますけども、例えばこれを子育てに目を向けた時に、自立した親になっていただくためにも、自分たちのいわゆるマイ保健師、そして困った時に自分が助けを求められるという、自分のそういう求める力をつけていただくというのが、非常に大事なわけ、それを今、私ども進めておりますネロボラというもので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、とにかく切れ目のないご支援をさせていただきたいということで、なかなかICTの中で、そういう機械を使った、デジタルを使った見守りというのは、非常に難しいということも、私どもわかっておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 課長のおっしゃられることも、重々わかる部分もございますので、既に東京の「檜原村」というところでは、連携され活用もされているようです。今後、玉城町も状況次第で連携が必要になってくると考えられた時には、その際には鋭意ご検討をいただきたいと思っております。

今回、一般質問するにあたって、他の自治体との比較など調べていく中で、民生委員さん、ボランティアさんなどの町民の皆様のご協力もあり、玉城町の福祉が進んでいるということも事実の1つだと、実感したところでございます。

先に登壇されました坪井議員、北議員からも、福祉分野についての一般質問がございましたけれども、今後も引き続き、先見の明をもって、町民の皆様のため安心なまちづくりをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、5番 前川 さおり君の質問は終わりました。

次に、8番 北川 雅紀君の質問を許します。

8番 北川 雅紀君。

《8番 北川 雅紀 議員》

○8番（北川 雅紀） 8番 北川。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回のテーマは、1つとして、セキュリティーについてです。中でも建物、保育所とか役場とか、小学校とか、そういった建物のセキュリティーということと、もう一個は資料の持ち出しとか、ネットワーク、インターネットとか、パソコン上の情報ということですね。そういう情報のセキュリティーという、その施設の情報のセキュリティー、2つのことをわけて、質問させていただきます。

まず最初に、施設のほうのセキュリティーについてですが、新聞にも出たのですが、玉城町役場で18万円の盗難があったと、公金が約1万円ぐらいで、あとが職員の私費ということで、それが1月末にあったということなので、まずその概要と、それと役場の対応と捜査の状況とか、そういうことはどうなっているでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から自治体のセキュリティーについての、まずは1月末に発生をいたしました、新聞報道などもございましたけれども、盗難の内容につきましては、具体的な状況等、担当課長からも答弁をいたさせますけれども、ただちに伊勢警察への被害届を出して、そして、捜査をしていただいております。現在まだ解決にいたっておりません。

その状況も少しお聞きを、皆さん方にいただいておりますけれども、たまたま3階、2階の下水道、トイレが故障しておりましたものですから、工事作業のために玄関を開けていたということも、状況ではあったわけでございます。

特に夜間をご承知のように、全国でもめずらしく7時まで開庁をしておくと、窓口を開けておるということもありますけれども、さらに休日、あるいは夜間のセキュリティー、これを厳重にしていく必要があるのではないかと感じておまして、今回の29年度予算の中にでも、その対策なり計上をしておるわけでございます。

そんなところで、セキュリティー対策をもう一度見直してかなければならんと考えておる次第であります。

○議長（中瀬 信之） 中村 元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 盗難事件について、具体的にちょっと説明させていただきます。

これにつきましては、一番最終に確認した段階から、一番最後に確認ができたところですので、1月25日水曜日から1月31日の火曜日の間ということでございます。これにつきましては、26日も確認しているものもたくさんあるわけではございますけれども、一番最初に確認して、それ以降の次の最終確認がとれるまでという間でございますので、概ねこの中の期間で、26日から30日の月曜日ということで、ご理解いただければいいかなと考えてございます。

これにつきましては、場所的には1階の税務住民課、生活福祉課、上下水道課の、それに合わせまして、2階の総合戦略課ということで、8箇所の職員の机の中から現金等が盗まれておるということでございます。現金につきましては、総額で18万2,000円なにかがしかがあったかということでございます。

この中で、税務住民課につきましては、通常の徴収に参ります時の釣銭ということで、1万円の公金が含まれておるところでございます。その他の17件につきましては、17万2,000円なにかがしかにについては、役場の親睦会であるとか、そういうことの課の親睦会の金であるとか、そういうもので私的なお金が入れてあったところでございます。

また、公金につきましては、今、保険請求の手続きをしておまして、損害賠償保険のほうから補てんされるため、町としての被害はない格好になろうかということでございます。

また、これに引き続きまして、若干半月ほど遅れてでございますけれども、2月15日の午後7時、これは宿直が施錠を確認して、次の日の夕方午後7時に、宿直が確認をしたと

ころ、役場1階の正面右側のキッズルームのところでございますけども、こちらの窓ガラスが鍵の部分、両サイドについて、細く1cmから2cm程度割られておるという状況でございました。

これにつきましては、直ぐに警察のほうに届け出を行いまして、先の案件との関連性はどうかということも話もさせていただいたのですが、今回のこの2月15日から16日の件につきましては、侵入しようとした形跡はあったのですが、侵入した形跡はないということで、未遂に終わったということで、警察の報告書は出ておるところでございます。この窓ガラスにつきましても、同様に総合保険のほうにおきまして、修理代について補償が下りてくるというところでございます。

また、これにつきましては、1月31日の段階で、副町長名におきまして、庁内での現金等の取り扱い等につきまして、通達をし強化を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 先ほど私のほうから、北川議員に対しての答弁の中で、1点訂正を申し上げたいと思います。

29年度予算に計上しておると申し上げましたけども、訂正をお願いさせていただいて、既にあらかじめ議会にもお願いをしておりますけれども、28年度の繰越予算として、防犯カメラを設置させていただくと、こういうことで早急な対応をしたいと考えておるものがございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長(中瀬 信之) 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) セキュリティーといっても、その施設もどれだけ警備会社を入れて、宿直を入れても、強盗とかきたら入られるんです。情報のほうもどれだけウイルス、ソフトとか入れたり、パソコンの対策をしても、盗まれることもあると。だから完璧はないので、それはそういったものと、追いかっこしながら、時代にあったもの、予算にあったものの中で、セキュリティーということはしてかなければならないと思うのですが、今先ほどの盗難事件を含めて、玉城町で決めてあったルールを守ってなかったら、そういう被害にあったのか。それともルールを守っている範囲なのに、そういうことが起こってしまったのか、そこら辺はどうですか。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) この件につきましては、概ねいつ侵入したかわからない格好であるわけでございますけども、夜間等につきましては、午後10時以降につきましては、出入りするものにつきましては、日直のほうで、出退管理というのですか、それを行わせていただいております。

また、土曜、休日につきましては、ずっと出退管理、入室については記帳させて、どういう要件で入って、何時に帰ったという記帳をさせておる状況でございます。

今回、町長の答弁でも申しましたように、配水管の工事ということで、どうしても資機材の搬入等が必要であったということの中で、玄関を開けておったという部分がございますので、その部分について、一応ルール通りの対応はしておったという状況ではございません。

○議長(中瀬 信之) 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 公金はどうやって盗まれたのですか。保管金庫とかにあつて、それ

をぶっ壊されたのか、それとも置いてあった場所が、容易に盗まれるところだったのか、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 公金につきましては、原則的には金庫で保管をさせていただいておる状況でございます。ただちょっと例外的に、税務住民課は夜間等の徴収もあるという関係の中で、個人の机の引き出しに入れておったという状況でございます。

ただ個人の私的なお金の部分につきましては、特にルールはないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 個人的なお金はルールはないのでしょうか、普通に引き出しに入れておくというルールだったということで、そのルールどおりやっておって、盗まれたというのなら、それは懲戒処分とか、そうのではないかもしれませんね。

でも、金庫とかに入れておかないかんに、引き出しに入れておいて盗まれたのだったら、担当課長かと、そういう人が懲戒になるのかなと思っていたので、でもこの新聞を見ても、懲戒なるのか、誰かなったと書いてないので、そこら辺はどうですか、なににも誰の罪でもなく、ルールがちょっとぬるかって、それでぬるかったのを見直すとか、見直さないという話はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） おっしゃいますように、原則的には金庫のほうへということで、各それぞれの部署に置いておりますレジのお金、これは当然、釣り銭ということで、置いてはおるのですけれども、これにつきましては、出納室の金庫のほうに、午後7時の段階で置きに行くという格好になってございます。

ただ税務住民課につきまして、午後7時以降も当然、お金の取り扱い等がある関係もございまして、そのような運用をしておったということでございます。これにつきましては、今後、方策等につきましては、原則金庫のほうに、公金につきましては、現金につきましては、金庫に保管するような格好での若干のルールの改正をさせていただく予定でございます。

また、職員の懲戒の部分でございますけれども、懲戒の部分につきましては、地方自治法等の見解も見るのでございますけれども、損害があった場合につきましては、懲戒の処分の対象ということになるわけではございますけれども、今回、保険のほうでの補てんがされるということの中で、町への直接の損害はなかったということの中で、懲戒処分につきましては、今のところしてない状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。例えばこれ10万円という金額が、大きい少ないというのは別にして、それが例えば1,000万円とか、1億円やった、でも同じ状況やったわけですね、盗まれていて。それで情報のセキュリティーも、例えば個人情報、15,000人、だいたい人口おりますけれども、その人らの分を盗むこともできるわけです。それでは損害賠償、何億という、1人1万円、2万円、3万ならなので、ルールがあって、職員が99%守っていたとしても、その1人が守ってなかったら、何億なんですよ、損害が。その後の信用も全部なくなりますし、その後の対応も目茶苦茶お金がかかりますし、それは損害賠償や対応の策だけで、億という数字になってくるわけです、実際民間のほうでは、何億と

払っているところもあるわけですし、なので、ルールがぬるかったら、ルールを見直さな
あきませんし、先ほど見直すとなっていたので、良かったのですけれども、あとは全員が
守らないかんのですよね、この問題は。

被害が1人の落ち度で、でかすぎますから、徹底して全員に守らさなあきません。そう
いうこともちょっと後でも言うていくのですけれども、それで、さっきは公金の置く場所
のルールの改正の部分がありましたけれども、他の部分で28年度の繰越で、カメラという
こともありましたけれども、カメラ以外に何か変えること。また、今回は役場だけだった
のですけれども、福祉会館とか、中央公民館とか、学校、保育所、いろいろあると思うの
ですが、そこの全部のセキュリティーの見直すというのは、どうなんですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 他の施設等につきましては、夜間無人の状態になる関係もござ
いまして、警備会社等との契約をしておるという状況になってございます。有人でおりま
す役場及び保健福祉会館につきましては、夜間、宿直がおりますので、こちらの施設につ
きましては、警備保障が入っていない状況でございます。

今後につきましては、どこまでやっていくかという部分は、先ほど北川議員がおっしゃ
った部分でございます。ただ、大事な個人情報を、役場のほう多く扱っておりますので、
その部分につきましては、当然、施錠できるロッカー等に、書類等をしまった中で帰るよ
うになってございますし、あと情報ですか、USB等の持ち出しにつきまして、当然規制
をしておるということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 先ほど1万円の公金の盗難は、保険で賄われたということですが
も、自動車保険みたいに事故したら、次の翌年度の保険金が高くなるとか、そういうこと
は大丈夫なんですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） そちら辺につきましては、建物等も全部入ってございますので、
いろんな保険ということの中で、それによりまして金額が上がるということはないとい
うことをご理解いただきます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 公共施設、先ほど説明のいろいろある中で、役場と保健福祉会館に
は宿直さんがいて、警備会社のセキュリティーということですが、その分け方というのは、
どういう分け方を、考えを基にしているのですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） これにつきましては、夜間、宿直がいる、いないということの
中で、警備会社が入ってるか、入ってないという格好になってございます。また、保健福
祉会館及び役場につきましては、夜間等につきましても、出入りする必要があるとい
うことの中で、有人での対応ということにさせていただいておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） では、夜間に人の出入りがあるところには、宿直さんがいてとい
う考え方で、ほかの施設と警備のセキュリティーは違っているということですが、役場も保
健福祉会館も宿直さんがいる部屋というのがあって、それ以外はすごい膨大な敷地です。
すごい遠いところで、ガラスを割られて入ったら、そんなものはたぶん気づけないと思う

のです。今のプロの人たちやったら、何の音もせず、クルッとガラスのところを割って、割るといふか、破って入ることができるので、セキュリティの会社に入るべきじゃないかと思ひますし、そこら辺は他の施設は入っているのですから、つながりもあると思ひののですけども、なぜそこは、セキュリティは入ってないのですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今までのところ、そういう格好の考え方で、有人の施設については管理ができるということでやっておたというところでございます。今回の事案を受けた中で、警察等のほうからも、できれば費用的な面もあろうとは思ひますけども、おっしゃったように、エリアが広いということもございまして、今後については検討させていただきたいというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 最初にも言ひましたけども、その2つ、宿直さんと警備会社が入っても、何かされるということは、あり得ますし、それは防げないのであれなんですけども、こういうことがあって、何も策を考えない、それから改善しないというのは、愚かなことなので、経費等の調整もあると思ひのですけれども、次、同じことを同じレベルでされたら恥ずかしいというか、それは町民の税金の無駄遣いというか、勿体ないことですので、いろんな人のアドバイスを聞きながら、改善していつてほしいと思ひます。

そして、実際に今回、公金のことで報告があつたり、新聞に載つたと思ひのですけれども、例えばガラスが割られたとか、不法侵入があつたとか、警備のアラームが鳴つたとか、動物とか以外で、人的な何か不可解なことで、そういった事例って、どれぐらいあるのですか、過去5年間で。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） それぞれの各施設の調査をしたわけではございすけども、やはりガラス等を割られておるといふのが、一番多うございまして、保育所であるとか、学校等で、ガラスが割られておるといふのが、過去で6件ございまして。

また、下外城田保育所のほうでございすけども、鉄製の側溝の蓋、グレーチング蓋等の盗難というのでも発生してございす。

また、小学校の敷地内におきましては、たき火の事案があつたり、あとまた役場もそうですけども、保健福祉会館のほうでも、公用車等のガソリンの抜き取り事案であるとか、あるいは中央公民館のほうでは、自販機機の爆発騒動があつたりとかいふ事案がございまして。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 今聞いた中で、たくさんあると思ひますよね。それで、他の自治体とか学校とか見てみたら、駐車場とか、建物の出入口には監視カメラを置くというのが、結構スタンダードになってきて、問題点としては、何かいろいろ調べると、建物の中、そういう情報公開請求する窓口とかも、監視カメラがあるというところは、なんか問題になっていたりするんですけれども、建物の入口、裏口とか、駐車場という、そこを通過してプライバシーの権利とか、あまり発生しないところ、そういうところはそういったものを設置して、損害が出ていますし、善良な人がただ被害にあっているだけの話なので、そういった人の悪人から、抑止力になるようなものを設置するというのが、もう時代の流れの中でスタンダードかなと思ひのですが、その監視カメラというの、先ほど役場に、今回の

ことであって設置するとありましたけども、ほかの場所ではどうですか。

学校とかはたぶん話、県下でいろいろ監視カメラが付いているところがあるので、出ていると思うのですが、役場以外の、役場もまずどこに監視カメラを付けるのか、そして役場以外の建物は、そういう監視カメラのことを考えたり、付ける予定はないのか、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 防犯カメラの設置条例というの、平成 25 年に確か設置をさせていただいたかと考えてございます。今回の役場に付ける予定をしておりますのは、出入口及び執務室のほうに、防犯カメラを設置する予定で、今回、予算計上をさせていただいておるところでございます。

また、その他の施設につきましては、どこまで設置するかという部分につきましては、今後、検討させていただきたいというところでございます。現在の防犯カメラの設置されておりますは、駅前広場ということになってございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） これは公共性とか、プライバシーの権利と、凡例とか法的な部分になってくると、境目が難しいところだったのですが、今では結構それがはっきりといういろいろな例が出て、わかるようになってきたんですね。こういうさっき聞いたような、ガラスが割られるとか、盗難があるとか、そういう場所は、もう設置してもいいんじゃないかと思うわけです。こういう事例も起こってしまったわけなので、多少お金はかかりますけれども、検討して行ってほしいと思います。

そして、話は今、役場の話、全体だったのですが、保育所というところに絞って、その施設のセキュリティーということについて、質問に移りますけども、保育所って子どもがいるんですね。他の施設とはちょっと毛色が違うといいますか、その嚴重度が違うんですね。都会の東京かと名古屋とか、保育所、個人的に視察とかさせてもらったのですが、フェンスは目茶苦茶高いですね。外部から侵入できないようにすると、子どもが出ないというのがあるのですが、それにプラスして、見えないようにしています。明確に見えないように、やんわりとは見えるのですが、ネットみたいなのを張ったりして、それは中の状況を、盗撮とか、例えばプールとか、盗撮をされたり、または誘拐とかを避けるために、そういう外から見えない、それが本当に普通ですね。

でも玉城町の場合は、そういう事件や事故が起こってないので、今の状況であると思うのですが、2点だけちょっと考えを聞いて、改めたほうがいいと思う点があるので、まず玄関の門とか、都会だとほとんどインターホンになっています。一定の保護者が送り迎えする、濃い時間ですね、朝8時から9時の間と、迎えに来る時間の濃い時間だけは園庭を開放しているのですが、他の時間は完全に締め切っていて、インターホンを押して、職員室とかで、そのインターホンを受けて、ボタンを押して自動にあかるとか、開けに行くということになっているのですが、玉城町はこうやってガシヤット門にかけるだけの状況だと思うのです。

ああいう状況でいいのかどうか、またそういうのでトラブルが起こってないのか、誰でも勝手に出入りできますので、カメラもないですし、なので、そういう状況について、認識はどうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) おっしゃるように現在まで玉城町は、住みよいというのですか、町のあれにも掲げてはございますけども、安全な安心な町ということで掲げておるところでございます。その中で、今までそういう事案等もなかったということでございますし、また開かれた学校なり、開かれた保育所の中で、地域の方々との交流というのも、十分大事にさせていただいておるところでございます。

概ね今までのところにつきましては、保育所につきましては、フェンス等がぐるりに設置させていただいてはあるんですけども、先ほど北川議員がおっしゃるように、高さ的に十分かという、そういう状況ではないということで、ご理解いただきたいと思います。また施錠につきましても、今のところ誰でも開けるような状況で、開放させていただいておる状況でございます。

また、保育所につきましては、園庭開放ということで、一般の方も入っていただくような格好で、普段から使っていただいておりますので、その辺りで、今のところ対策としては、特段とるような予定というのは、・・・(聞き取り不明) ないと考えてございます。

○議長(中瀬 信之) 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) どれだけフェンスを高くしても、玄関をインターホンとか施錠しても、侵入したいと思っている人は、侵入たぶんできると思うのですけれども、それは、でもやはり何かあった時に、行政の責任として、誰でも入れた状況やないかと言われると、問題があるので、せめて伊勢市ぐらい、インターホンがあつて、鉄のなんかグリとする、玉城とは全然違う、それぐらいは付けておかないと、だめかなと思いますし、もう1点の質問として、やっぱり盗撮というのがあるんです。

もうネットの時代で、子どもたちの裸とかを盗撮の人が、投稿、撮影して、すごい望遠で、キロとかそれぐらい離れたところから、プールとか着替えているのを撮って、それでネットに流すと。もうネットに流したら、取り返しつきませんし、保護者からももちろん損害賠償とか、慰謝料の請求がくるわけです。

その時に、何もやってなかったら、落ち度があるいはわけです。なので、今たぶん玉城町の保育所は、普通に廊下が着替えています。プールに行く時に、当たり前のように都会、都会というか、ほとんどの保育所とか幼稚園では、教室の中で着替えさせています。それぐらいは、してほしいなと思うのですが、盗撮被害とか、そういったことについての認識はどうですか。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) お尋ねをいただいております、着替えのことについてでございますけども、現状、把握をしておりますのに、夏場のプールの遊びの場合に、男女、クラスが多いところであれば、廊下で着替えをしているということも、把握はしておりますけども、ほとんどの場合に、そういうことはなされておらないということもありますし、盗撮とか、そういう被害を受けてございませんので、現在のところ問題視はしていない状況です。

○議長(中瀬 信之) 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 人がいっぱいおっても、廊下ではだめだと思います。年配の方とかは、ちょっとさもない時代の言い方だなと思うかもしれませんが、普通に1人の変質者とか、そういったことを違法な仕事ですけれども、仕事にしている人もいますの

で、そういった人に目をつけられて出されたら、もう何億という被害になるわけで、その子どもの人生、将来も変わってしまいますし、なので最低限のこと、例えば教室の中へ入られて、カーテンも閉めて撮られるということも、できるとは思います、すごい専門の人なら。

でも、それは仕方ないと思います。そこまで想定してできませんので、最低限のことだけは、普通にやってほしいと思います。どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 現在、今回のご質問をいただきまして、確認をさせていただいた状況報告とあわせまして、今後、注意を払って取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そして、最後の4番目です、今まで建物とか、そういった面のセキュリティーでしたけども、駐車場とかの話に移って、ここは結構、例えば役場でも公用車が、夜間は外の駐車場に置いてあって、それはさわろうと思ったら、何の障害もなく、誰でもさわれますし、保健福祉会館もそうです。そういったところでのトラブルは、どんな感じですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 駐車場等における被害につきましては、保育所で1件、保護者の車が割られて、窓ガラスが割られて盗難があったと案件がございました。

それと、先ほども申しましたように、保健福祉会館のほうで、社会福祉協議会の車両でございますけども、そちらのほうからガソリンの抜き取り、それから役場では公用車のガソリンの抜き取りの事案が、それぞれあったということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 病院とか、他の学校とかも、ないということでもいいんですか。何かあったら。

○議長（中瀬 信之） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 病院、ケアハイツにつきましては、そんなことはございません。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 学校内におきましても、そのような事例というのはございません。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） やっぱりまだ田舎なので、そういった嫌な事件というのは、少ないと思うのですけれども、それでもやっぱり福祉会館とか、役場であるということです。たぶんそれって、夜中の2時から3時にされたら、もう防ぎようがないのと違うかなと思うのです、監視カメラとかがない限りは。車をどこかにしまおうとか、ガソリンを抜かれないような車にするとか、そういうのは多分不可能だと思いますので、そういったことが起きて、今も継続してずっと見張りの人がいるわけでもないですし、宿直さんがいるのかもしれないのですけれども、結構フリーにできるような状況で、そういう事件があっても、今のままでいいんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） この辺りについては、費用もかかることですので、今後、検討

はさせていただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） いろいろ施設のセキュリティーについて、全部こういったことを契機に、事件があって考えるということをしなないと、発展性がないので、質問したんですけども、たぶん田舎の玉城町で、そういう事件性になる率が低いので、今までもあまり行ってこなかったですし、これからも率として低いだらうという意識はあると思うのですけれども、やっぱり何かしていかなないと、時代の流れの中で、だめなのかなと思いますので、検討していただいて、費用等を考えながら改善していただきたいと思います。これで施設のセキュリティーについては、質問を終わります、続きまして、情報のセキュリティーのほうです。

情報のセキュリティーというと、役場というところは、企業とか住民の情報、個人的な情報、あらゆる情報を管理していて、保管していて、活用している。ほとんどのことが、おそらくパソコン、ネットワークの中で管理されていると。

そして、専門的な知識がいるんですね。ネットワークになるほど。個人の方ではどうしようもないですし、CIAとかFBIというような、すごいところでもハッキングされますし、どんなに丁寧に扱っても、人間ってミスするので、資料を忘れたり、パソコンで誤送信とかしてしまうと思うんです。

それは防ぎようがないといったら、防ぎようがないのかもしれませんが。でもそれをしないようにルールをつくったり、教育をしたりということは、随時していかないかんと思いますので、その情報のセキュリティーについて、質問を次はさせていただきます。

まず法律的なことをいいますと、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律というのがありまして、それによると地方公共団体は、地方公共団体に関わる申請、届け出、その他の手続きにおける情報通信の技術の利用の促進を図るため、この法律の主旨に則り当該手続きに関わる情報システムの整備及び条例または規則に基づく手続きについて、必要な措置を講じることに努めなければならないと規定されていて、またその条例に基づく手続きについては、主旨に則って地方公共団体は情報セキュリティーポリシーの策定な見直しを行うことが求められているんです。

この法律を読んでいくと、努力義務のところもありますし、もうその下のサイバーセキュリティー基本法というのがあって、その5条では地方公共団体において、サイバーセキュリティーに関する自主的な施策の策定と実施が責務規定として、法定化されておりまして、これは努力規定じゃなくて、責務です。

ということがあるんです。それがあって、要するに策定済みの団体においても、適時適切な見直しとそれを遵守することも求められていますし、策定しないところは、その策定が必要になっているということですが、まず玉城町はどうでしょうか。今、言った2つの種類の法律、最初にいったことをサイバーセキュリティー基本法のどちらも条例とか規則とかでつくっているのかどうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 玉城町におきましては、14年の法を受けまして、15年に概ね整備をさせていただいておるところでございます。

まず1点目が、住民基本台帳のネットワークシステムのセキュリティーに対する要項ということで、15年7月に制定してございます。これにつきましては、概ね住民情報の関係

を扱う部分でございます。

それともう1点でございますが、玉城町情報セキュリティポリシーということで、これも15年8月に制定をさせていただいております。こちら2点につきまして、それぞれの取り扱いであるとか、サーバーはどうするべきであるとか、端末はどうするべきであるとか、入退室管理はどうするか、この部分でうたっておるものでございます。

ただ、昨今の情報通信の技術の進歩というのですか、その辺りが激しくございまして、実際にはその要項なり、セキュリティポリシーの改正等が追いついていない状況というのが見受けられる点は、若干ございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 最初にも言いましたけども、ガソリンを盗まれるとか、被害が見えているんです。こっちの情報セキュリティは、盗まれた人の人生も変えてしまうかもしれないませんし、損害賠償とかの額も何億、何十億になるかもしれないんです。なので、こっちはより厳格に、これからほとんどネットワーク上で情報管理していくので、マニュアルをちゃんとつくって、それがいかに守られるかということ、全員徹底的にやってかないかんと思うのですが、先ほど答弁あったように、ちょっと時代の変化には合っていないところもあるかもしれないけれども、両方ともつくっている中で、決められたことというのを、職員に教える、研修するというのは、どのような頻度で、どう行っていますか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 研修の関係でございますけども、27年度につきまして、6月、9月に、マイナンバーの制度が導入されるということで、その辺りで職員全体について、研修をさせていただきます。それぞれ60名程度が参加してございます。また、28年度におきましても、ネットワークの強靱化ということで、今現在のマイナンバーの部分、それから住民基本台帳の部分、それから役場の内部業務の部分、それと別世界でインターネット、民間とのつながる部分ということで、物理的に分けをするような格好で、今、強靱化対策をしております、その部分もあわせて中で、研修を実施しているところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 内容は新しいことで、他のところが研修を組んでもらってやっているんで、いいと思うのですけれども、さっきも言ったように、これ全員を守らんと、1人の人がミスをしてしまったり、無知だと全部終わりです。

例えば去年だけの話でいうと、加美町というところがあるんです、兵庫県に。そこで1人の人が差出人不明のメールに添付されていたファイルを開封したことが原因、このこと多分知識を持っておる人なら、その添付されている謎の情報を開けてしまうことはないのですけれども、それを開けてしまって、同庁のパソコン12台がウイルスに感染するというのがあったんです。

あと他にも福井県池田町というところでは、アダルトサイトとかを見ると、ウイルスに感染しましたとか、画面に出てくる時があるんです。そういうのをクリックして行って、違法なところに行き着いてしまって、そこから情報を盗まれてしまうというのを、池田町の男性議会事務局長50歳の方がやってしまって、情報が盗まれてしまったと。なので、全員しないとダメやと思うんです。さっき60人、60人に分けてしてきたとかあると思うのですけれども、全員できているのかというところは、どうですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） おっしゃるように、いくら設備を強化したところで、人間的なエラー、人がルールも守らなければ何もならないというのが、この業界の常かと思います。いろんな過去の事例というのですか、誤送信もおっしゃっていただきましたが、誤送信等でも三重県でもありまして、三重県も添付ファイルとともに、パスワードを別に送るという格好のルールになっておったようでございますけども、その部分が同じメールに送られておったという中で、意味をなさないところもございました。

先般、新聞でも記事になっておったかと思います。そのように、確かに全職員に周知できておるかという部分については、今のところ大きな問題となつてはないという部分はありますけども、全ての職員が知識を持ち合わせておるかという部分については、いささか疑問もありますが、その部分につきましては、事案がありましたら、その部分、総務のほうに連絡をいただき、対応させていただいておるといところでございます。

いろんな種類のマルウェアでどんどん中へ入っていくと、侵略されてしまうという部分もございますし、またドス攻撃といまして、たくさんの一週に送って、サーバーをダウンさせるというような攻撃等もあるかと思ひます。その他については、一応物理的な部分というのですか、機械的な部分でのバリアーモードを設けた中で、外部からいったん遮断し、内部ではそれぞれのPCにおいて、防御措置をとっておるとい状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） イメージでいくと、なんかハッカーとかがき、悪意を持った、盗まれたり、盗もうとしたり、またはバグとかウイルスとか、不正なアクセスとか、そういったものが多いと思つていたのですが、2014年の日本ネットワークセキュリティー協会というところが、発表したデータによると、なんか情報の漏洩って、8割がヒューマンエラーです。紙を落としたり、USBメモリーを落としたり、または誤送信とか、そういった人間がミスしたこと、悪意のない内側の人がやってしまうことが、8割だそうで、そういった面でいうと、研修というのが露骨に大事なと思うわけです。

今、役場のほうを言ってもらいましたけども、学校もかなり個人情報があつて、ネットワークがあるところなので、そっちの研修はどうなっていますか。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 学校におきますデータの管理といひますか、例えばUSBメモリで書類を、例えば移動させるとかいうこと、過去に確かあつたと思ひのですが、しかし学校の場合ですと、パソコン、これを平成25年に更新をいたしております。その際に、許可をしたUSB以外は使用できない、制限を加えておるといような状況でございます。そのUSBについては、学校長が管理をしておるといことでございます。

また、2月でございましたが、県内の中学校の教諭が、USBの紛失があつたということがございました。それにつきましては、県の教育委員会から個人情報等の適正化管理の徹底といふこと、県の教育委員会からございました。これに従ひまして、町といたしましても、校長会の中で、こういうことを周知徹底をし、それぞれの教職員に徹底をするといふことで、現在取り組んでおるといところでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） USBを持ち出したらだめといふことですか。個人的なのはつながらないけども、学校が許可しておつて、校長が持つておるUSBは、別に外に持ち出してもいいといふことですか。

- 議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。
- 教育委員会事務局長（中西 元） 学校長の責任の下ではということをお願いしておりますが、はたしてそれで紛失をした、盗難にあったといった場合に、責任がとれるのかどうかということ、学校長にも申し上げ、現在のところ貸出はしておらんと考えております。
- 議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） USBだけが、例えば紙の資料とかありますよね、紙の資料もUSBも盗られたり、紛失したら同じやと思うのですけれども、そこら辺のルールというのは、どうなっているのですか。紙も持ち出してもだめだし、USBも持ち出しはだめというのなら、論理的に合理性はありますけれども、紙は持ち出していいけれども、USBがだめとか、例えば自分から自分の個人的なメールに送るのもできますね、資料を。そういったところはどうなっているのですか、それは教育委員会と役場、両方に聞きます。
- 議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。
- 教育委員会事務局長（中西 元） 先ほどの答弁で、ちょっと漏れがございました。USBメモリーの持ち出し、それと含めて書類の持ち出しについては、今、禁止をしておるといふか、学校で処理をするようなことで、学校長を通じ、教職員に通達しておるといふところでございます。
- 8番（北川 雅紀） メールはどうですか。
- 教育委員会事務局長（中西 元） メールも同様の扱いでございます。
- 議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。
- 総務課長（中村 元紀） 先ほども申しましたように、人的な部分というのが防げない部分がございます。ただパソコンであるとか、書類等の持ち出し、USBもそうですけれども、持ち出しというのは、原則禁止をさせていただいておるところでございますが、USBにつきましても、教育委員会同様、接続を許可されたUSBというのを、それぞれ所属長が管理をしております、必要なデータのみを動かす必要がある時のみ使うという運用方法をしてございます。
- また、メール等につきましては、それこそ個人がデータを、自分に送るといふことをすることについては、制限をかけてございませんので、それは今のところ防ぎようがない、職員のモラルの段階でとめておるところでございます。
- 議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） わかりました。つまり職場という役場の中から、紙としても情報は持ち出してはだめ、またはUSBとかの記録を、できるようなところに、情報を入れて持ち出してはだめ、そしてネットワーク上でEメールとかに、個人的なメールアドレスに、そういうものを添付したり、文章等を打っても全部だめということですね。あらゆる仕事は役場の中で、全て行うということルールでいいわけですね。
- それなら合理性があつて、たぶん働いておる方にとっては、すごく面倒くさいし、縛りがきつくて、それがたぶん物理的に不可能なこともあるかもしれませんが、でも、やはりネットワークの社会の時代になって、仕事のほとんど7、8割が、ネットワーク上の関係で行われているという中では、必要なかもしれません。特に公共なので、本当にプライベートなことや、知られたくないということを保管しているところなので、そういうことが働いている人は面倒くさいですけれども、やっていかないとだめな時代なのか

などと思います。

そして、そういった時代の中で、先ほど職員たちのマニュアル、いくつか内容が中にあると思うのですが、職員以外の人にもいるわけです。例えば電算システムとか、そういうものは外部のところに委託し、そこが中の役場が持っている機密情報というものを、実際に打ち込んだり運用しておるといったところがあると思うのですが、その外部の人たちの接し方、または指導というのですか、そういうことはどうなっていますか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） これにつきましては、外部委託の業者に対する、委託の基準の要項というのを定めてございまして、そちらのほうで、再委託の禁止であるとか、身分を定めてございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） でもそれがあって、でも監督責任とか、雇用責任とか、それは契約によって違ふかもしれませんが、そういった中で、例えば悪意を持ったり、ミスでその外部の人が、情報を漏洩させてしまっても、役場のほうに責任がきたりする場合があります。なので、それも随時、さっきと同じように、時代が変わっていて、悪意を持っている人とか、物理的な手段も変わってきているので、随時見直して行ってほしいと思います。

そして、過去の被害みたいなものは、その外部のことで何かあったとか。例えば役場とか保育所とか、学校とかでウイルスが蔓延したとか、そういうネットワーク上の被害はあったのですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） いろいろな被害は、若干は出てございます。ただ、大きな被害には至っていないというところではございまして、それぞれサーバーにはいかずに、ホームページを閲覧しておりまして、サーバー、そのパソコン内のファイルが壊されたというところではございます。その後、サーバーのほうも一部破壊されたわけではございますけれども、その分は復元が、バックアップがとってございますので、復元ができて問題なかったところではございます。その辺りの例は、過去にも何件か発生してはございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ちょっと質問が前後してしまうのですが、そのような被害というのは、たぶんどこでも、どんな金をかけている組織とか団体でも、起こると思うのですが、専門家じゃないかと無理だと思うんです。玉城町の職員に、そんなウイルス対策をしてもらうことは、たぶん不可能だと思いますので、その外部の専門家の人たちとの契約とか、つながりが必要だと思うのですが、なんかそういうウイルスが感染したとか、情報が悪意をもった人たちに盗まれておるとか、サイバー攻撃があるとか、そういった場合に、協力というか、契約しているようなところはあるのですか、体制はどうなっているのですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 例でいいますと、ホームページ等が被害を受けやすいということは、中で監視をしていただいております。三重県の情報政策推進室及び三重県警、あるいは電算会社、町の方で入れております電算会社との連携体制をとってございます。万が一ホームページ等がダウンした場合には、警察のほうなり、ダウンさせる場

合につきましては、警察のほうなり県のほうへ報告が必要になってくるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） やっぱり専門家に、公的な機関、県とか警察とかというところも必要ですけども、軽微なさっき事例として、軽微なものはいくつもあるということなので、そういったことを、おそらく職員では無理だと思うんです。なので、民間の会社とか、そういうところとお金はかかりますけれども、やっていかないかんかなと思います。それはずっと言っているように、情報というのはすごい大事ですし、住民の。それに額も目茶苦茶大きいので、やっていってほしいと思っています。

そして、今の話を聞いていて、さっきメールでやり取りする、添付する、そういうのも禁止していると言っていましたけれども、例えば民間の会社と何か連絡をとらないけませんよね、職員の方も。そういった時に、やり取りするというのは、さっき言ったルールの適用外になるわけですか。

例えばワードの文書とか、あっちから送ってきて、送り返すとか、何かそういったシチュエーションというのは、毎日のように起こっていると思うのですけれども、メールでそこにやり取りするとか、そういうのはオーケーなんですか、内部の情報もっていく、外に発信していくというのはだめやけれども、そこら辺はどうなっているのですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 当然、県なり国に対しては、情報というのは、住民の情報というの提供する必要がある場合につきましては、必要最小限の中で適用しております。また民間のほうをみますと、金融機関等の振込であるとか、そういう部分につきましては、情報も適用させていただいておる部分もあります。その部分につきましては、必要最小限の部分でということでのルールで、やらせていただいております。通常のワードとかエクセルとか、その辺りのメールについては、日常やられておるところでございますけれども、それぞれのワードとかエクセルに、ウイルスとか入っておる可能性がありますので、その辺りについては、一応機械的にはありますけれども、ウイルスチェックがかかるという仕組みになってございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） あとネットワークのことですけども、職員の人たちも普通にヤフーとか、グーグルで何か調べやないかんことがありますよね。そのネットワークと、個人情報とか入っておるネットワーク、また中学校とかのネットワークと、役場のネットワークと違って、全部つながっているのですか。どんな分け方になっているのですか。1人の例えば中学校の先生が、ウイルスを感染したら、もう全部いくのか、そういうのは構造的にはどうなっているのですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） まず1点目が住民情報系のシステムのネットワークが1つございます。それと、あと次、役場内部で使っております業務系、通常職員が使う業務系のネットワーク、それとインターネットがつながってはいるわけでございますけれども、今回、一応分離をするということで、まるきり別のネットワークという格好に、今年度中に購入させていただく予定をしております。また学校につきましては、学校の中で校務LANというのを1つ組んでおりまして、それも別のネットワークということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） では、住民情報があるネットワークと、業務で使うネットワークと学校のネットワークと、それとフリーのネットワークということですね。その4つがあつて、一番あり得るのか、フリーのところからウイルス感染したり、違法なところをクリックしてしまつて盗まれるみたいなことがあると思うのですけれども、ほかとはつながつてなくて、大丈夫なように、今年度中になるということで、よろしいのですか。わかりました。これで、今日の質問は終わらせてもらひまして、さっきいった施設のセキュリティーのほうは、いろいろやっていたいて、それが役場だけでなく、他の施設もということでもいいと思うのです。

そして、情報のほうはちょうどたぶん年代が、境目にきていて、60前後の人はネットワークとかにあまり携わつてこなかつたので、そういったものに関心か薄かつたり、対策が薄いかもしれません。だから、もうちょっとしたら、すごく頑丈になるかもしれないのですけれども、やっぱりトップの人が、そういう方針を出せば、職員の人を守るので、町長とか副町長かとか、管理はこうする。情報のセキュリティーはこうするということを、決めてもらつて、下のほうに本当に全部に行き渡るようにして、被害を少なくして、住民の情報を守つてほしいと思います。以上で、私の質問は終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、8番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。明日10日は、午前9時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願ひます。

本日はこれで散会します。

(15時21分 散会)